

独占禁止法基本問題懇談会
第 31 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

塩野座長 時間が参りましたので、第 31 回独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

この懇談会では主として法律的観点からご議論いただいているわけでございます。前回の会合でも申し上げましたとおり、報告書を取りまとめるに当たります。経済学の分野にも改めて幅広く目配りするという観点から、本日はお二人の経済学者の方から、個別の論点というよりも、大きな視点からのお話をお伺いすることにしております。

今日は、その後、行政調査の在り方等々について議論をしていただきたいと思います。ですが、まず最初に、今申しましたように、経済学のお二人の方からのご意見の拝聴ということになります。

京都大学の矢野誠教授、東京大学の柳川範之准教授にお越しいただいております。お二方どうもありがとうございます。

柳川准教授は講義の関係で早くご退席になられるということでございますので、柳川准教授からのご説明、質疑応答をお願いし、その後、矢野教授という順番でお願いできればと思います。

それでは柳川さん、よろしく願いいたします。

柳川准教授 ただいまご紹介いただきました柳川でございます。私の個人的な授業の関係で途中退席させていただきますことをまことに申しわけなく思っております。よろしく願いいたします。

今、座長からご紹介いただきましたように、経済学者の立場からということでお話をさせていただきますが、細かい制度の重要な論点よりは、どちらかというと、大きな流れの中で経済学が、競争政策とか今後の競争の在り方についてどういうことを考えてきたのか、その中で、これからの競争政策とか競争法の在り方とはどういうものかという、私の個人的な意見を述べさせていただきます。

最初に大きな環境の変化ということで、これは皆さんよくご承知のことと思いますが、今なぜ競争政策がかなり、我が国においても世界的にも重要な位置を占めるようになってきたのか、今後ますます重要になっていくと思われるのかということに改めて、経済学者なりの視点で少し整理をしてみたいと思います。

大きな重要な変化としては 2 点あるのではないかと考えております。1 点目は、いわゆる業法側の大きな制度の変化が起こってきたこと、2 点目は国際的な活動が、日本だけではなくて世界的にかなり活発になってきた。この 2 点が非常に重要なポイントかなと考えております。

業法の変化からお話ししますと、いわゆる会社法が、商法からかなり大幅な改正があったことはよくご存じのことかと思ひますし、今後もかなり様々な業

法でいろいろな変化が起こってくる。後で矢野先生からお話があるかと思いますが、金融商品に関しても金融商品取引法というのができるという中で、どちらかという、これもザックリ切ってしまうので、専門の先生に怒られてしまうかもしれませんが、大きな変化の流れとしては、どちらかという任意法規化の流れがあって、自由な活動をできるだけ促進しようという方向で流れてきていて、後で問題が起こったときには事後的な規制でできるだけ対処しようというのが、全般的に起こっている大きな流れではないかと思います。

そうしますと、これは我が国だけではないと思いますが、特に我が国においては競争法的な、あるいは競争政策的な側面がかなり、業法とか行政指導に随分入っていったわけですが、そういうものが外れていくといいますか、基本的に、産業とか事業の必要な法律のところだけセットしようという形がかなり強くなってきます。

そうしますと、競争政策上の側面は業法の側ではなくて、競争法の側面でキチッと手当をしてもらおうという公式がわりとしっかりしてきたと思うんですね。

もともとは制度設計が最初からできていたんだと思いますが、各業法とか各監督官庁とか、そういうところの実質的な活動がかなり強かったので、競争政策的な側面がかなりそちら側に入ってきた。

こういう変化が起こってきますと、競争政策の側面はキチッと競争法の中で処理をしていく、あるいは公正取引委員会の活動の中で処理をしていく必要性、重要性が増してきたということが言えるのではないかと思います。

そういう中では、様々な産業においてキチッと競争政策を回していくことが重要になってくるということと、もう一つは、様々な産業においていろいろな変化が起こってきます。様々な業法においていろいろな変化が起こってきますので、そういうものを横断的に見てキチッと政策を運営していくことの重要性はかなり高まってきていて、私の感じからしますと、我が国だけのことではありませんで、どちらかという世界的な傾向ではないと思います。自由化の流れの中で、あるいは規制緩和の中で競争政策を、その裏側としてキチッと確保していこうということの重要性は高まってきているのではないかと思います。

そこには書きませんが、業法の変化、法律の変化の中では、いわゆる消費者政策の重要性の高まりもあるかと思います。こちらの法律の変化もありますし、消費者政策の社会的な需要が高まってきたということもあって、消費者政策とセットで競争政策をキチッと運営していくべきだという考え方も強くなってきたように思います。

2番目の国際的な活動ということになりますと、そこにはM&Aと書いておきましたが、目に見えやすいのは、世界的なM&Aの潮流はかなり強くなって

きていて、今日の新聞にも載っていますが、自動車産業において大きなファン
ドが、かつての大きな自動車産業を買うということが起きてきます。

こういう中でいきますと、世界的に見て、様々な企業活動が国境を越えて行
われるようになってくる。あるいは国境を超えた形で M&A が起きて、企業が
合併をしたり売却をされたりということが起きてくる。そうしますと、競争政
策の側もそれに対応した活動をキチットしていく必要性に迫られるというこ
だと思えます。

現在の企業経営においては、国際的な分業体制とか国際的な経営戦略とか、
こういうものが大企業を中心として不可欠なものになっているわけです。そう
しますと、それに合わせた形で競争政策も、それぞれの国でキチットした運用
が必要になると同時に、ハーモナイゼーションをどうやっていくのかというの
がかなり重要なポイントになってきている。

この動きはおそらく不可逆的なもので、これからどんどん加速をしていくと
思いますから、そういう意味での国境を越えた活動に対して競争政策をどう手
当していくかというのが、今後の競争政策において非常に重要な点ではないか
と思っております。

大きな流れはこういうこと、これ以外にもポイントはありますかと思いますが、
私が思いついたのはこの 2 点ですが、こういう中で競争政策をどういうふう
に考えるかということでは、経済学のことから出てくるのかもしれ
ませんが、経済活性化にどれだけ競争政策が役立つのかという視点もかなり
重要になってきているかと思えます。

政府の全体の政策との関連でいきますと、競争政策の適切な実行は経済全体
を活性化させてイノベーションを促進し、経済成長を促進させるという関係が
言えるだろうと思えます。

その裏側には消費者の利益とか経済全体の公正性の確保というものが当然必
要なわけですが、公正性の確保をすることが経済を活性化をさせ、イノベー
ションを促進するんだという動きが、世界的な IT の発展の中で見えてきている。

一方では、イノベーションを促進させて経済成長を促進させることが消費者
のメリットにもつながるということで、経済全体の活性化と競争政策というの
はかなり強く結びついているということが大きく認識されてきたのが、ここ 10
年ぐらいの世界的な動きではなかったかと思えます。

我が国の競争政策においても、政府全体の政策でありますイノベーション促
進、経済成長促進というところで競争政策が貢献できる部分は多々あるのでは
ないかと思っております。

このあたりが全体の経済の動きに対応した競争政策ということですが、そう
いう変化の中で、競争政策に求められるものはどういうものがあるだろうか。

ここにいらっしゃる皆様方にわざわざ私がこのようなことを申し上げるのは釈迦に説法ですが、私なりに少し競争政策に今後求められる視点はどのようなものかを3点ほどにまとめてみました。

一つは迅速性ということでございまして、経済活動が、先ほどの国際化と同時にかなりスピードが早くなっている。買収とか事業売却に関してもかなりのスピード感を持って行われている。そういう中では、制度の側も経済活動のスピードに合わせた迅速性がかなり要求されていく。迅速性がかなり求められていくようになっているのが現在の競争政策ではないかと思えます。

2番目は、透明性とか予測可能性の重要性でございまして、ずっと企業のサイドからお話をしてきていますが、企業のサイドだけではありませんで、消費者のサイドから見ても重要ではないかと思えます。

先ほど業法の話をしたように、政府が予防的にある程度の線を引いて保護をする形ではなくて、自由化、規制緩和、事後的規制の流れの中では、経済活動を行っていくときには、将来、どういう活動が法的に許されて、どういう活動が法的に許されないのかということが明確に見えていませんと経済活動を活発に行うことができません。

消費者の側も、そういう活動が果たして本当に業者の側に許されているものなのか、あるいは禁止されているものなのかが予測できないと、自分たちの取引とか売却売買もうまく行うことができないわけです。

そうしますと、経済活動を活性化させるためには、競争政策においても透明性があって、それぞれの活動をしている人たちが、どういう形で競争政策が運用され、どういう形で活動が許され、あるいは許されないのかということに関しての予測の可能性が高まっていくということが経済活動にとっては非常に重要だろうと思えます。

ただ、これは言うは易くという部分はありまして、予測可能性を高めて全部あらかじめルール化してしまうと、将来起こる予想もしなかったような事態とか、考えてもみなかったような紛争とか、そういうことに柔軟に対応できないという面がありますので、透明性、予測可能性をどんどん高めていけばいい、それでいいんだと考えているつもりはありませんが、現代の経済活動においては、どれだけ予測可能性を確保できるか、透明性の高い競争政策を行っていくかが非常に大きなポイントになってきているように思います。

3番目は、先ほど申し上げた環境変化にかなり対応していることですが、国際性ということでございまして、国際的にハーモナイゼーションが必要だ。国際的なバランスのとれた競争政策が重要だ。

ここでは2点、申し上げるべきポイントがありまして、一つは制度間競争と呼ばれているように、競争政策においても、それぞれの国ごとに競争政策の競

争が起きている。企業の側とすれば、ある意味で自分の企業の所属はどこの国でも構わない、活動のしやすいところで活動をする、活動のしやすいところで工場を建てる、本社を置くということは当たり前のような時代になってまいりました。そういう中では、企業の経営活動上活動のしやすい競争政策がつくられている国に会社をシフトさせることが当たり前のようになっています。そういう中で、我が国としてはどういう競争政策をつくっていくべきかということを考えていく必要があるわけです。

制度間競争の側面は、それが競争を通じてよりよい競争政策を各国にもたらず、企業にとって、あるいは消費者にとって望ましい競争政策を、それぞれの国が切磋琢磨してつくっていくという側面もありますが、race to the bottomと呼ばれていますように、どんどん緩い競争政策がそれぞれの国で採用されてしまって、それが結果的に世界全体あるいは我が国にとって望ましくない競争政策になってしまうという側面もございまして、各国間の制度間競争をどういう形で進めていくかというのは、今後の競争政策においては重要な側面だろうと思います。

そういう中では、先ほど申し上げましたように、単純に各国間で競争するだけではなくて、様々なところでの競争政策のハーモナイゼーションあるいは各国間の競争政策の整合性がとれるような運用がどんどん重要になってくる面がございます。

当たり前のことですが、例えばインターネット上の取引などを考えますと、そこにおいては国の境はほとんど想定することが難しいような取引がふえてまいりました。こういう中で、どこで捕まえるかというのは、法律あるいは制度上の運用で各国に割り振ることができるわけですが、それをどういうふうに割り振るのが全体の取引にとって望ましいのか、あるいは我が国の消費者にとって望ましいのかということを考えるためには、世界全体の取引とか各国の競争政策の整合性を考える必要があるわけですし、この点においても今後は非常に重要になってくるのかと思います。

そういう中で経済学が、特に最近の競争政策においてどういう点を重視してきたのかという点を申し上げますと、これは多少私の私見が入っているのではないかと思います。松井先生ともさほど意見は変わらないのではないかと思います。経済学の用語でいきますと動学的という話ですが、ある程度時間を通じた経済活動を重視して考える。ここでは動学的効率性と書いたんですが、経済のダイナミックな側面に着目をして、経済活動とか競争政策を考えていくという視点がかかなり強くなってきて、そういう視点で競争政策を見ていくようになったというのが、最近というわけではないと思いますが、ここ10年、15年ぐらいの競争政策の経済学的な見方の大きな変化ではないかと思います。

これは単に学問的な問題だけではありませんで、IT 産業の発展とか経済のイノベーションの進展とか、そういう中で考えていきますと、イノベーションを考えていくためには、経済活動をダイナミックな視点で見ていくというのはかなり重要になってきていて、その面から競争政策も考えようということが言われてきたんだと思います。

経済の効率性はいろいろな考え方ができますが、どれだけのイノベーションを起こせるか、どれだけの新規参入を促すことができるか、それによってどれだけ消費者にメリットを及ぼすことができるんだろうか、あるいは経済全体の活性化につながるんだろうか、こういう視点をかなり重視するようになってきたというのが大きな変化ではないかと思います。

比較対照のために、動学的の反対の静学的効率性という概念のお話をしますと、伝統的に言われましたように価格が高いか低いか、あるいは経済全体としての取引量が多いか少ないか、消費者がそれによってどれだけのメリットを受けているか、こういう話でございます。こちらの面を軽視するつもりは全くございませんで、企業の独占的行為によって価格がつけ上げられていて、消費者が不利益を被る、あるいは取引全体が活性化しないのであれば、それはそれで大きな問題であります。

問題ではあるんですが、価格が安くなれば消費者がメリットを受けているかという、それだけではないだろうというのが動学的な考え方です。

例えば価格が安くなっても、新製品が出て来ない。例えばここにパソコンが置いてありますが、10年ぐらい前のパソコンと今のパソコンは全く違うわけですね。OS がどんどん変わっていくことがいいかどうかわかりませんが、パソコンの性能は上がって、いろいろな活動ができるようになってきたわけです。

そういうのに比べて全く技術開発が進まず、パソコンも性能も上がらず、昔のカセットテープでデータを保存しているような状況のまま止まっていたとしたら、価格が安くなったとしても、消費者が受けるメリットはおそらく小さかったんだらう。

そういう中では、新製品が開発され、消費者にとってメリットがあり、かつ、経済全体にとってもプラスになるような新しい技術とか新しいアイデアとか新しい製品、そういうものが経済にたくさん出ていって、それが経済活動の活性化につながって、かつ、消費者にとってもそれが望ましい形で提供されるようになる。こういうことがかなり重要だという側面を重視しようというのが、動学的な効率性の重視という考え方でございます。

言い換えると、技術革新がほとんどないような世界であれば、そこを見なくても、今ある製品、今ある技術で、どれだけ消費者に対して安い価格で、あるいは使いやすい形で提供されるかということだけを見ていればいいんだと思

ますが、経済は大きく動いていて、様々なイノベーションが起きている。そういう中では、そういうイノベーションをどうやって活性化させていくか、どれだけ投資を促進させる方向に動いているかということも重視して考えましょうという考え方が出てきたというのがかなり大きな変化ではなかったかと思いません。

そうしますと、価格のつり上げとか、消費者余剰がどれだけそれによって損なわれているかということも重要ですが、開発が行われなかったり、新しい会社が出てきて、新しい技術を提供してくれなければ、今申し上げたような発展にはつながらないわけですし、そうしますと、参入阻止とか、相手の投資行動を抑制する活動、妨害する活動、そういうものを競争政策上は問題にしましょう。

もちろん価格の面も問題にしないというわけじゃないんですが、今申し上げたようなダイナミックな投資ができなくなってしまう。あるいはイノベーションを起こすような企業が入れなくなってしまうような点に関してはかなり厳しく見ていきましょう。そういうところでつかまえて見ていきましょうというのが、すごくステレオタイプの切り分けをわざとしていますが、どちらかというところと重要になってきた視点だろうと思います。

繰り返しますが、そこだけを見ようという話ではありませんで、見方としては、そういうところを重視する見方がかなり強くなってきたということだと思います。

もう一つの側面は、ここで検討していらっしゃるのと多少関係するのかもしれませんが、エンフォースメントの重要性でございます。前から認識されてきたことございまして、皆様に改めて申し上げるまでもないですが、競争政策、競争法は、法律に書かれているだけでは当然、そのものも実効性はないわけですし、キチッと実効性を確保できるような体制、運用が必要なわけですね。そういう中では、我が国では公正取引委員会ですが、競争当局、規制当局がキチッとモニタリングをして、それに基づいた判断をし、かつ、エンフォースメントのために二つの側面が必要で、キチッとモニターをする。どういう活動が行われてきたかという情報を集めることと、それに関してキチッと、その活動が問題がある活動であれば抑制をし、問題がない活動であれば OK とする、あるいは促進させるような方向にキチッと手当をする。ペナルティと言ってしまおうとやや特定の要素が入ってくるのかもしれませんが、広い意味でのペナルティということで、ある種の必要なペナルティがキチッとかかるようにするという側面と、二つの側面がどうしても不可欠になってまいります。

そうしますと、単なるガイドラインだけでは経済は回っていかない。今申し上げたようなモニタリングとペナルティのエンフォースメントをキチッと確保

できてこそ初めて、経済学のモデルと書かれていたような競争政策がキチッと運営されることになるということでございまして、そういう意味からしますと、経済活動がこれだけ活発化し、かつ、先ほど申し上げたように、業法の側で手当してきたものが全部、競争政策、競争法の中に入ってきているとすると、業法、あるいは監督官庁がやっていたような人的な活動もすべて競争当局の方で引き受けなければいけない。そういう中でどれだけキチッとエンフォースメントを確保できるようにしていくかということを考えていかなければいけないということになります。

ですから、この観点から出てくるのは、広範囲なモニタリングをキチッとやるのが重要で、そのための活動を今後やっていく必要があるということがかなり強く言われてきたこととございます。

若干わき道に逸れますが、そういう中では、例えば海外においては、訴えを起こすようなところをだれにやらすのかということのもかなり重要な側面になってきておりまして、先日、ヨーロッパの競争政策の在り方の学会に行ってきたときに非常に印象的だったのは、プライベートに訴訟を起こす、競争政策の問題だということと言わせるというようなことが果たして全体の効率性を促進させるのか、あるいは公正性を確保できるのかということをやヨーロッパの学者はかなり気にしていて、そこに関して皆さんが非常に激しく論争していたというのが印象的でございます。そういうようなところも、エンフォースメントの確保、実効性の確保をどうやってやるのかということの一つの重要性を、ヨーロッパなりアメリカの学生はかなり考えているということのあらわれではないかと思うわけです。

我が国においても、そういう中で、だれが見ていて、だれがそれをチェックし、だれがどういう形でペナルティを課すのか、ペナルティを判断するのかということ、全体のシステムティックの中で考えていかなければならないだろうと思います。

いろいろご議論があったと思いますが、経済学の考え方においては、インセンティブという言葉がかなり重要になっていて、どのくらいのペナルティがかかるかということを見ながら、活動するかしないかを決めるという考え方があります。

そうしますと、どのくらいのペナルティがかかるかというのは、ペナルティの金額、あるいはお金だけではないかもしれませんが、社会的な制裁も含めて、その大きさと、どのくらいの確率でばれるか、わかってしまうか、確率×実際にかかるペナルティの金額ということになります。したがって、モニターをしたりエンフォースする人たちが少なく、一番小さな確率しか見つからないということであれば、非常に大きなペナルティをかけないとエンフォースメント

はうまくいかないということになります。

ここで私が申し上げることはないと思いますが、競争政策においてペナルティがかかると、ペナルティは広い意味で言っていますので、課徴金にするのか、どういう形にするのかということは余り問わないで考えますが、ものすごく高い、例えば凶悪犯罪に相当するような形での刑法的なペナルティをかけることはなかなか難しいだろうと思います。ものすごく見つかる確率が低いとすると、そのくらいのペナルティにしないとインセンティブとして働かないということになります。

そういうメカニズムを考えたときに、逆にになってしまいました、凶悪犯罪的なペナルティを課しているのかというのは社会的に問題だろうと思います。ペナルティの額が、それぞれの社会通念において決まってくるとすると、それに合わせた確率を高めてやらないと全体としてはうまく回らないということになるわけですね。ある程度の上限がペナルティに課せるのであれば、それに対してエンフォースメントをキチッとやっていくためにはかなり広範なモニタリングをして、問題がある行為をしたときにはかなりの確率で見つかるという形にしていく必要があるのではないかと。バランスをどうとるのかというのは、それぞれの社会に置いて考えるべきことだと思いますが、両方の掛け算の中でインセンティブが決まってくるとするのは、どの社会においてもある程度の真実だと思います。

もう一つはやや異なった側面ですが、透明性、予測可能性の高まりということとかなり関連することですが、エンフォースメントの話は、今申し上げたように、当事者がどれだけのペナルティを予測してインセンティブを考えるかということですので、自分がこういう行動をやったときにどうなるのかということとをみんな予測しながら考えているわけですね。そうしますと、その予測のためには、過去にどういうふうな判断がなされていたのか、どういうエンフォースメントがなされていたのかというのは決定的に重要になるわけです。そうしますと、その情報の蓄積が、あるいは蓄積したものが、各事業者とか各経済主体にキチッと情報として伝わる。ちゃんとこういうことが行われてきたことをわかってください、それをちゃんと頭に入れて活動してくださいということをしていかないといけない。過去の蓄積をキチッと現代に生かしていくことの重要性だと思います。

それを考えますと、ここも括弧つきの判例ですが、裁判ということだけに限らないと思いますが、公正取引委員会の中で行われたものも含めてどういうふうな判断がなされているのか、どういうふうなやりとりがなされて、どこがセーフでどこがアウトだったのかということの情報がキチッと公開され、公開の仕方もいろいろあると思いますので、これは非常にアバウトな形での問題です

けれども、今申し上げたように、情報として伝わって、それぞれの経済活動にフィードバックされるようなことがかなり重要だろう。

その側面をやっていくことが、せつかくそれまで個々の案件において苦労されて判断をされていったものが将来に生きてくるためには、伝わることによって生きてくるんだと思うんですね。

そういうものをキチッと蓄積させて、情報公開には別の問題もありますが、プライバシーの問題や経済活動、そこで実際に情報が出るか出ないかで、どの程度そのときに情報を出すかという問題もありますので、そういう問題があることを承知の上ですけれども、できるだけ過去の判断の蓄積がキチッと集められて、それが将来の活動に影響を及ぼすような情報伝達の仕方を考えていく必要があるだろうということが非常に重要だ。

これも先ほどの話からいくと動学的効率性、ダイナミックな側面で見ることの、学問的なにはつながりがあることですが、学問的なことを離れても、現代の競争政策においてはそういう面が非常に大きくなっているのではないかと思います。

若干長くなってしまいましたが、あと、ご質問等ありましたらお答えしていく形で補足したいと思います。どうもありがとうございました。

塩野座長 どうもありがとうございました。余り時間がないということでございますけれども、多少質問の時間をとらせていただきたいと思います。どなたからでも結構でございますから、どうぞ。松井委員も質問の権利はありますので、どうぞ、そこは構わずに、どなたからでも結構でございますから、どうぞ。

金子座長代理 非常に示唆的なご意見ありがとうございました。

ダイナミックな形で競争政策を捉えていくことが必要だというお話、その関連で考えてみた場合に、現在、我が国では入札談合とかカルテルが非常に重要視され、ハードコアカルテルということで、ここに対して課徴金規制という形で規制が集中している。

今日のお話を伺った場合に、参入とか投資とかダイナミックな側面、今後そういうところを見ていかななくてはならないと考えた場合に、例えば投資活動を調整するような、あるいは新規技術を阻止するようなカルテルとか、あるいは新規参入を阻止するようなもの。また、私的独占のところでは、価格支配とか再販価格というのはかなり静態的な感じだろう。これに対して、排除という形で参入を阻害するような行為に目を向けないといけないのではないか。そういうような話と捉えていいかどうかというのが1点。

2番目は、経済学の観点から考えた場合に、あるいは企業サイドから考えた場合に、透明性、予測可能性を言う場合に、透明性、予測可能性をいかなる形で

実現していくか。

例えば特定の法形式でなければいけないと言うのか、それとも、経済活動の場合には非常にスピーディな形で事態が動いていく。したがって、一つの手法が規制されると、同じ効果をもたらす次の手法を考えていく、あるいは環境が変われば別の行動パターンが出てくるということを考えていくと、固定的な形で、法律という形ではかなり難しい。ある程度抽象性を持ちながら、実際の適用あるいはガイドライン等という形で、経済主体が内容を明確に捉えられるような形を用意しておけばいいと考えていいのかどうかという問題。

もう1点は、ハーモナイゼーションと言った場合に、それぞれの国の制度的な歴史の中で、裁判制度とか法制度の建て方に違いがある。英米法系あるいは大陸法系あるいは日本の場合、そういう間でかなりの差がある。そういう場合にハーモナイゼーション、できれば同じような制度が望ましいと思うけれども、実質的に同じになるような、結果の同一性というか、やり方は違う、それはある意味で阻害要因になるかもわからないけれども、ある程度勉強してもらおうということで、実質的な同一性が確保されればいいのかどうか。

その3点についてご意見を伺わせていただければと思います。

柳川准教授 いずれも重要なポイントとして聞かせていただきました。ありがとうございます。

1点目はおっしゃるとおりでございます、様々な参入阻止構造という側面で見える。おっしゃっていたように、再販価格維持の活動に関しても、価格維持という側面はもちろんありますが、そこがダイナミックな側面も持ってくる。そっちの面もキチッと見ていこうと。入札談合に関してもそういうことが言えると思うんですね。そちらの面をキチッと見ていく。

スタティックな面と矛盾するケースがないわけではないですが、多くの場合余り矛盾していなくて、そっちの面を、ある程度の視点として見ていくことによって、競争政策の活動、イノベーションのときにどれだけ貢献できているか、あるいは刷新できるかという面が見えてくるだろうという点でございます。

2番目のご質問は、経済学の考え方からすると、特定の形式にとらわれるのではなくて、各事業者、事業者だけではないと思いますね、消費者の側からしても、こういうことが起きるんだということがわかる形であれば、どんな形式でも構わないと思います。むしろ、先ほど申し上げましたもう一つの視点の迅速性という観点からしますと、法律というものはある種安定性が必要ですから、そんなに状況に応じて迅速に変えていくわけにはいかないだろう。迅速性を維持していくためには、先ほどおっしゃっていたようなガイドラインとか、いろいろな形で活用していくことによって担保していく方が望ましいのではないかと。

もう一つは、これも必ずこうだと言う必要はなくて、透明性と言いましたが、

かなり複雑な透明性でも構わないと思うんです。コンティンジェンシーがあってもよくて、Aならばこうで、Bならばこうで、Cならばこうで、ある程度複雑でもわかればいいというところだろうと思いますので、そこは単純でなくても必ずしもいいんだらうと思います。

3番目はおっしゃるとおりで、ハーモナイゼーションといっても全部一からつくり出すわけにはいかない。それぞれの歴史なり制度があるわけですから、いかにして先生におっしゃっていただいたような結果の同一性、実質的な同一性をどうやって確保していくかということを考えてということが重要で、考えるといっても、難しいことは重々承知しておりますけれども、先生ご指摘のとおり、制度の側から同一を目指そうというのはかなり時間のかかる話で、場合によっては実現ができないかもしれない。それよりは結果の同一性をいかに確保していくかということの中で考えていくのがいいのではないかと考えています。

塩野座長 どうもありがとうございました。浜田委員、どうぞ。

浜田委員 1点伺いたします。先ほどお教えいただきました話の中に、プライベートな訴訟を起こすことが役に立つのかどうかという点について、ヨーロッパの学者たちが活発に議論しているということをご紹介いただきました。その中身を簡単に教えていただければということと、柳川先生自身は、その問題についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのかということをお教えいただければと思います。

柳川准教授 そのときには、全体の経済学の観点からは、異端と言ってしまう過ぎかもしれませんが、やや特徴のある人がメインの講演をされたということがございまして、その講演の内容は、プライベートにやらせると非常に戦略的にやる、自分を有利にするために相手を訴えるというようなことがどんどん出てくるので、そういうことがマイナスとして大きいんだという主張をされた学者の方が基調講演をされましたので、それをベースに議論がされたということがございます。

活発に賛成、反対が出てきたということは、それだけではないということがあって、プライベートの個々の人が持っている情報をいかに吸い上げてエンフォースメントを確保していくかということが非常に重要じゃないかという観点があって、私のそのときの印象は、そこは白か黒かということではないんだらうな、ある種、その情報をどうやって使うかというところに問題があるんだらうなと思います。単純にプライベートに全部自由にやらせるというのは、いろいろな具体例を聞きましたので、それに影響されているのかもしれませんが、コストが大きいなと考えたということでございますので、そういう話がここでどう行われているのかわかりませんので、ちょっと外れかもしれませんが、そ

ういう印象でございました。

塩野座長 どうぞ、村田委員。

村田委員 2点お伺いしたいと思います。1点目は、先ほども少しご紹介がございました国際性に関するご説明の中で、ハーモナイゼーションとか制度間競争がうまくいけばどんどんプラスになるし、逆に進んだときには、各国によって望ましくない状態になることもあるというご説明があったかと思いますが、この部分についてもう少し詳しく、どういう場合に、あるいはどういう条件を満たした場合に、望ましくない方向に行くのかということについてお教えいただきたいということが1点と、もう1点は、経済の活性化との関係で、透明性や予測可能性も非常に重要なポイントだと思いますが、逆に、それほど実質的に問題とされていないような類型を非常に厳しく規制することによって、いわば過剰規制という状態が起きた場合に、それによる事業者への萎縮効果という問題について、経済学的にはどのような形で評価されることになるのかということについてお教えいただきたいと思います。

柳川准教授 国際的な制度間競争の話でいきますと、極端な例を少し申し上げますと、例えば独占行為とか、価格つり上げとか、カルテルとか、そういうものはうちの国は自由ですということを言ったとします。

そうすると、事業者の側からすると、そういう規制があるところよりは、そういうところに持っていった方が活動がしやすい場合もありますから、カルテルとか独占的行為をやろうとしている国に、企業はそういうところにどんどん行ってしまいかもしれない。そうしますと、全体の活動のことを考えて、あるいは消費者のことを考えて運用している国の企業が足りなくなってしまうということが起こるかもしれない。

これがある種の制度環境の負の側面として、よく言われる話は税制の制度間競争で、どんどん事業税を安くする競争が起きてしまうんじゃないか。こういうことが本当に起きて、悪い競争政策をやっている国にどんどん会社が集中するのかというと、そうならない側面もあるわけですね。先ほど申し上げたように、そういうことをしていくと、その国においては、大きい会社は来るかもしれませんが、先ほどご指摘があったように、それ自体がある種の参入阻止の活動になりますから、そこで新しい事業は生まれないかもしれない、事業は起きないかもしれないという面がありますから、単純に制度間競争をしちゃうと悪い制度だけが生き残るということを申し上げるつもりは全くないんですけども、そういう側面を持っているということはあるんだと思います。だから、そこをうまく、競争のいい側面が出てくるようにいかに調整していくかということが重要だということをお知らせしたかったということでございます。

2番目の萎縮効果に関して言えば、そこは当然あることでございまして、不必

要な規制、全体から見て不必要な規制はない方がよくて、適切な規制をやっていくべきだというのは大前提だと思っております。その上で透明性を確保するという事を申し上げたつもりでございます。

塩野座長 はい、村上委員。

村上委員 大きな質問に答えるというのは、法律学者より経済学者の方がふさわしいので、質問を簡略化させてもらいますが、競争法に関してはエンフォースメントでも、日本よりしっかりしていると言われているアメリカの反トラスト法、EUの競争法を、また、ルールについても、判例の集積があってルールが非常に確立しているという、欧米の国の法制なり運用を参考にしながら法律を動かしてきたところがありますので、今の観点から見て、長期というとだれもわからない世界になるので、むしろ中期的な観点から見て、いまだにアメリカ反トラスト法とかEU競争法、アメリカ、EUのルールなり法運用、法の適用状況というのは、日本にとってモデルたり得るのか、そろそろモデルではなくなってきたのか、その辺、率直に考えてどんな感じかなという点になります。

柳川准教授 これは完全に個人的意見ですけれども、私は、アメリカもEUヨーロッパも、参考にすべき点はあると思いますが、先生がモデルとおっしゃったのは、それをまねてそっちの方向に行くという意味だと思いますが、そういうことはなかなか難しいんじゃないか。我が国の競争政策をつくっていかないといけないのではないか。

それは大きく分けて2点からでして、1点目は、日本的な慣行とか日本人の考え方は厳然としてあると思うんですね。経済学者は通常は余りそういうことを強調しないんですけれども、やはりあって、そういう歴史なり慣行なり習慣なりというもののの中にどうやって制度を織り込ませていくかということを考えないと、先ほど申し上げた実効性とかそういうものは確保できないので、そういうことを考えていくべきだろうというのが1点と、2点目は、先ほどの業法の変化というところにかかわる話で、先ほどの金融商品取引法にしても、会社法にしても、ヨーロッパの、あるいはアメリカのそれぞれの法律のもとになったところを参考にしながらいろいろつくっていきましても、当然ながら、それぞれの法律は日本なりの独自の発展の仕方をしてきて、日本なりのルールを形成してきているわけですね。

そういう中では競争政策も、そういう全体の日本の経済活動に関する法体系の中で位置づけていかないといけないので、ほかの法律も、各国の法律を参考にしながらも独自の道を歩んでいることを考えると、競争政策においても参考にしながらも、日本のというのを考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

一応クラリファイしておきますと、ある種のケーススタディとしてといいま

すか、何が起きているのかという意味では、ヨーロッパの事例、ヨーロッパの法律の運用の仕方、アメリカの事例、アメリカの法律の運用の仕方というのは非常に参考になるので、それをいかにうまく日本に溶け込ませていくかということが課題かと思います。

塩野座長 本当にいろいろ示唆的なお話ありがとうございました。

最後にちょっと私の方からお伺いしたいのは、日本ではエンフォースメントがわりあい下手な国なんですね。規律はありますけれどもエンフォースメントはしないというのが、いままでの日本の伝統だったんですが、それは一つは、本当にエンフォースメントするとお金がかかってしょうがない。

例えば現在の公正取引委員会でも、先ほどの話のモニタリングをし、本当に全部挙げようと思ったら、今の何倍ぐらいやらなきゃならないという問題があってなかなか実現してこない。建築基準法違反の建築物が山ほどある。これも法律は立派ですが、エンフォースメントができない。それが大きな特徴ですが、経済学的に見て、エンフォースメントのコストはどういうふうに、経済学の中で、あるいは今日のご主張の中で組み込まれてくるのかという点について、もし何か教えていただければと思いますが。

柳川准教授 ありがとうございます。かつては経済学も余りエンフォースメントのコストを考えずに、こういう制度がいいとか、こういう規制がいいということをいろいろ言ってきたと思いますが、最近では、そのためには人もかかるし手間もかかるということが認識されてきていて、一般論として言えばコストとベネフィットだ、どのくらいのコストをかけるに値する問題なのかということを考えてやるのが一般的な経済学だと思います。

ただ、競争政策、日本の公正取引委員会の在り方ということを考えますと、私は、今の人員スタッフでいくと、先生がおっしゃっていたような、ある種の一罰百戒的なことでやらざるを得なかったんだと思いますし、それがベストだったと思いますけれども、先ほど申し上げたように、全体の業界横断的にキチッとやる、競争政策に対して、事業法でできなくなった部分を競争政策でやってくれという部分が強くなってきたことを考えますと、かなり人員をふやして、コストをかけて、それだけの価値があるし、必要性があることなのではないかと思っております。

今からすぐ10倍にしろということは現実的には不可能かもしれませんが、全体としてはもっと費用をかけて、コストをかけて、人員をふやしてモニタリングをして、その中で、ある意味で消費者も事業者も安心して取引ができるというふうにしていく方が望ましいのではないかなと個人的には思っております。

塩野座長 どうもありがとうございました。私のご質問申し上げたのは、通常のコスト・アンド・ベネフィットの話ではなくて、競争政策ということでモ

ニタリング等々が入ってきますと、コストがかかろうとかかるまいと、とにかくやるものはやるという形の方向に向かないと、日本の場合には、コスト・アンド・ベネフィットという一罰百戒で終わってしまうものですから、そこをバックアップしていただくためにということであります。

ちょうど25分まで予定していたんですが、松井さん、どうぞ。

松井委員 いまの点について柳川さんどうお考えか、私の意見を言わせていただいて、ご意見をお伺いしたいんですが。

よく一罰百戒とかコスト・アンド・ベネフィットといった議論がなされますけれども、一つ忘れてはならない視点が補完性の議論というのがあって、例えば警察と泥棒の関係がわかりやすいと思うんですが、警察の数が極端に少ないと、どうせやっても見つからないということで泥棒がふえてしまう。ところが、ある程度警察をだんだんふやしていくと、その分、見つかるので、だんだん泥棒をする人が少なくなる。その辺がコストとベネフィットの通常の話だと思うんですが、ある一定のスレッシュホールドを超えると、もうやってもむだだということ、今度は逆にガタンと泥棒の数が減るというスレッシュホールドがあると思うんですね。典型的にはニューヨークの地下鉄の落書きとか犯罪の話がよく使われるんですけども。

ある程度のスレッシュホールドということまでエンフォースメントを強くしていくことで、その後、逆にコストが減っていくという側面が長期的には出てくると思うんですけども、そのあたりについて柳川さん、何かご意見があれば。

柳川准教授 おっしゃる点は非常に重要だと思ひまして、コストのかけ方、人数のかけ方も数学的にいうとリニアーといいますか、一様にふえていくわけではありまして、どこかまで来ると、コストが少なくてメリットが大きくなるという側面があって、そこまでどうやって持っていくかということが非常に重要だと思ひます。

さっき申し上げたことですが、本当はペナルティの側を動かすことができるわけですが、こいつはやっぱり、経済学の数式状態はボンボンできますけれども、そういうわけにはいかないの、こっちが決まっていますから、それに合わせて、いま松井先生がおっしゃったようなコストをかけるか、そこでやっていくかということがあって、ある程度のところまで持っていくことが非常に重要かと。

塩野座長 どうもありがとうございました。まだまだご質問もあろうかと思ひますけれども、今日はこれで、柳川准教授の方がお時間が詰まっているということですので、これで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

柳川准教授 ありがとうございます。

塩野座長 それでは引き続きまして、矢野教授、お待たせいたしました、よろしく願いいたします。

矢野教授 矢野でございます。どうぞよろしく願いいたします。私は立て話した方が、座っていると腰が痛くなっちゃうものですから、立って話させていただきます。

どのようなお話をせよということなのかということも、初めてこういうところに伺いましたので、急にということで余りよくわからなくて、とんちんかんなことを話してしまうかなと心配なんですけれども、とりあえず今、私が競争法についてどんなことを考えているかというようなことを簡単にお話しさせていただいて、皆様のお話を聞かせていただければと存じます。

いろんな話をしようと思えばいくらでもできるんですけれども、20分ですので話を絞って、何のために競争法があるのかという話と、もう一つは、適切な競争のデザインとはどんなものがあるかという話をさせていただきたいと思います。

柳川先生の話と比べるともうちょっと広い話で、何となくどんぶり勘定のような話になってしまっていて恐縮ですが、その辺は、経済学者の頭は単純だということをご理解いただいて、なかなか柳川先生ほどシャープに話せないんですけれども、単純に割り切った話をさせていただきたいと思います。

参考文献として二つ本を挙げさせていただいて、これは宣伝のためにやってきたようなものなんですけれども、東大出版会から出しました本の方は、こちらにおられる村上先生と一緒にさせていただいて、いろいろな研究もさせていただいているので、そういう話の続きのようなことで、今日は話をさせていただきたいと存じます。

何のための競争法なのかという話ですが、僕自身は、さっきの柳川先生の話と違って、市場というのはすごく大切なもので、現代経済にとって必要不可欠なインフラストラクチャーであると同時に、すごくユニバーサルなもので、どこに行っても市場は市場、どこに行ってももうかることはもうかることですし、高すぎるものは高すぎて買いたくないし、いいものは、大体人間、この人がいいと思えば、こちらの人もいいと思うのが普通なものですから、ユニバーサルなルールみたいなものに従って動いていると思うわけです。

それをどういうふうに整備していけばいいかということが競争法の役割なんですけど、私自身は、市場がよくなることも悪くなることもあり得るというのが最近思うことでありまして、よくなっていく可能性もあるし、悪くなっていく可能性もある。そうだとすると、競争のルールというのは、そのルールを適切に設定することで、市場のよい部分をできるだけ引き出していくんだと考え

るわけでありませう。

何でルールが必要かという話も必要なわけですけれども、結局はそういうことが、これは柳川先生もおっしゃっていたことと全く同じことになると思うんですけれども、発展とか成長につながるんだと。競争のためのルールをうまく設定することは結局、長期的に見たときの経済の発展につながって行って、これから 21 世紀の我々の経済、子どもたちの将来というようなことを考えると、市場を整備していくことは非常に重要なんだろうと考えるわけでありませう。

市場がよくもなるし悪くもなり得るとというのが私の考えでありませうして、市場の質という言葉で、それを僕があらわそうと思っているんですけれども、質というのは、いままで考えたことのない概念でして、私が突然、ある日、眠っているときに気がついたというようなタイプのものですので、ばかなことを言うなと言われてしまうかもしれないんですけれども、日本の経済を見ていて考えたのは、市場にも質があるんだろうと思うと。

市場の質を考えてみると、三つの要素が重要な役割を果たして、一つは競争の質というのがあって、何で競争の質が重要かという、逆に言うと、ここに書いた押し売りとか談合みたいなものがあったのでは市場はよくないというのが一つ。

もう一つは、情報の質が重要だ。これは競争法から離れてしまうんですけれども、詐欺が行われるような市場はとていいとは思えない。

さらに、製品の質がやっぱり重要で、いい製品が取り扱われていなければ、市場としてはよくない。粗悪品が横行するような市場ではとてつき合っていないというようなことがあると思うわけだ。

これをグラフに書いてみると、競争の質と情報の質と製品の質が 3 点セットみたいにしてありませうして、実は三次元のグラフが書きたいんですが、それは二次元の上では難しいので、こういうふうになってしまったんですが、これを合わせた形で、それぞれの要素がよくなっていくことで市場もよくなっていくんだろうと思う。

逆に、最初にも言ったように、市場は悪くもなるし、よくもなり得るということを言ったんですけれども、押し売りなんか横行するような市場、それを許してしまえば市場っていくらでも悪くなってくる。荒く稼ごうと思えば荒く稼ぐことができるんだと思うわけだ。

同じように詐欺だって、許してしまえば、マルチ商法とか詐欺とか、そういうことがいくらでも起こり得るわけでありませう。

同じように粗悪品も、今、製品のコピーみたいなものがよく言われますけれども、どんどん許してしまえば、自分で買ってるものが本物なのかにせ物なのかわからないような状態の市場ができてきてしまうわけだ。

そういうことを考えると、市場というのは、この三つは多分重要な要素だと思うんですが、悪くしていくような力も働いているし、逆によくしていくような力も働いている。ここでは悪くしていくような力しか書いてないんですけど、そういう性質を持ったものなんだろうと思うわけです。

こういう話は私が最近考えていることでありまして、少しずつ浸透させていきたいなと思っっているんな人に話しているんですけども、何でそんなことを考えるようになったかという、競争が発展・成長を支えるという見方がすごく重要に感じるようになって、あるとき、独占禁止法とか反トラスト法を勉強しようと思ったことがありまして、20年ぐらい前ですが、ずっと勉強しているんですが、こんなことが書いてあって、これはすごく気に入った文章だったので、反トラスト法を勉強してみようかなと思った。皆さんご存じの文章だと思うんですけども。

反トラスト法が重要で、それが自由な企業活動を維持していく上で非常に重要なんだ、憲法みたいなもので、ビル・オブ・ライツのようなものだ、競争の自由があることで、発明力や創造力や努力や熱意が引き出せるんだ、それを通じてイノベーションが起きていく。

柳川先生も強調されていましたが、イノベーションとか経済発展の背後に競争がなきゃいけない、その競争をうまく機能させることで市場が成立してくるというようなことが書いてあるわけでありまして、こういうのを読んでいて、なるほどなあと思っ、そういうふうになると競争が重要なんだなということを経済学者として再認識させられた、かえって法律家から勉強させられたという側面があるんですけど、すごく印象に残っている文章であります。

何で重要かと思っ、かといひますと、もともと日本には一つ重要な誤解があっ、これが誤解なんだと思うんですけど、経済学上の競争というのは単なる競い合いではない。競争って競い合いではないんですね。広辞苑には競い合いだっ書いてあるんですけども、英語の辞書で調べると、競争というのはそういうふうに書いてなくて、Competition というのは、フェアとかエクイタブルなルールのもとで、そういうところで競い合うことなんだっなっているわけだ。

確かにそのとおりで、競争しようと思っ、サッカーをやろうと。殺し合いになっはとてサッカーにはならないわけですから。殺し合いをやるサッカーもどこかの国にあるんですけども、それではサッカーとして楽しむわけにはいかないですね。競争心は、ある一定のルールの中で、許されたルールの範囲で最善を尽くすという行為だっと思うわけだ。

そう考えてみると、日本では、競争とか市場がすごく害されているんじゃないかっ感じるわけでありまして、先にルールがうまく設定されなければ市場は

うまく機能していないんだ。ルールがなければ競争は機能しないんだと思いますし、競争がなければ市場は機能しないのは経済学者はみんな知ってることなんですけれども、そういうふうに考えます。

これとすごく対照的なのは、何で僕がこういうことを考えるようになったかといいますと、市場は弱肉強食だということを日本ではすごく聞くわけでありませう。アメリカでは余り聞かないんですね。アメリカの市場もひどいと思うことがよくあるんですけれども、一方で、一般論として、市場が弱肉強食だというようなことが新聞に書いてあるのをあんまり見ない。

なぜかという、皆さんご存じのとおり、弱肉強食行為は禁止されているわけでありまして、反トラスト法で、ずっと昔から禁止されているアクションなわけです。それがどの程度機能しているかはよく知らないんですけれども、それにしても、そういうルールがあって、うまく適切なルールがあれば、弱肉強食でないような市場がつかれるんじゃないかと考えるわけです。

つかれると考えるからこそ、もう一つ前のトプコ判決に出てきたような、こういうことは、これは最高裁の判決文の、トプコって有名な判決の中の翻訳なんですけれども、こういうことが最高裁判決で言えるような構造ができ上がるということは、うまくルールが機能しているんだらうなと。少なくともルールを機能させようとしているんだらうなということを感じたわけです。

同時に、そういうルールがなければ市場がうまく機能しないし、市場がうまく機能しなければ経済成長もなかなか望めないんじゃないかと、私自身は経済学をやっていく上に、20年ぐらい前ですかね、感じるようになりまして、それ以来ずっと独占禁止法とか経済法のことを勉強していて、やっと最近少しわかるようになってきたので本でも書いてみようかなという気持ちになってきているんですけれど。

こちらの方が、できれば今日ゆっくりお話ししたいテーマですが、競争法の適切なデザインってどんなものなんだろうかと、一般論から考えて、私が考える考え方をお話ししてみたいと思うわけです。

第1は、競争を守るという理念の設定がすごく重要で、先ほど村上先生から柳川先生にご質問があって、私にも答えろとおっしゃっておられたご質問がありましたので、アメリカのルールとヨーロッパのルール、日本のルールとあって、それがどういうふうにかみ合うのかということをご質問されたと思うんですけど、私自身は柳川先生と大分違って、アメリカのルールがいいのか悪いのかはわからないんですけれども、ユニバーサルな理念はあり得ると思うわけです。その理由は、市場が、さっきも言いましたように、いいものはいいとみんな思いますし、便利なものは便利だと思いますし、コストがかかりすぎるものはコストがかかると思うわけで、そのことについては、日本であろうとヨーロ

ッパであろうとアメリカであろうと変わらない。その中でできるだけいいものをつくって売りたいと思って売り手が活動しているのが市場でしょうし、その中でできるだけいいものを買いたいと思って消費者が活動するのが市場でしょうから、すごく原理的なことを考えると、市場って、どこの世界でも多分変わらないんだろう。

多分、市場の質みたいなのが違って、荒稼ぎができる市場とか、出かけていって見たら、香港なんかに行くと、私は必ずだまされて帰って来るんですけど、だまされて帰って来る市場とか、そうではない市場とか、ニューヨークでもよくだまされたんですけど、そういう意味での市場の質というのはあるのかもしれないんですけど、原理的な、どういう市場がいい市場で、どういうふうにしたらそれがよくなっていくかということは余り変わらないんだと思います。

それはなぜかということ、市場の背後にあるメカニズムは競争によって定められていて、最終的に、みんなが各市場で求めているものもそれほど変わらないものだとすると、ルールもそんなに変わったデザインができるはずがない。

結果なのか法設定なのかどっちなんだと質問があったんですが、プロセスか結果かというご質問があったんですが、プロセスが違って結果は同じようなものがつくれるというのは明らかに僕が思うことで、民法を見ていても、日本とアメリカでは全然違いますけれども、結果として、日本のコントラクトの定義とアメリカのコントラクトの定義は全く違いますけど、やっていることはほとんど同じで、提言が違って、出てくる判例みたいなものはほとんど同じということを考えると、結果としては同じようなものがつくれる。結果として、競争を守ることが、市場のルールについてはでき上がってれば、それが望ましいんじゃないかなと思うわけです。

そういう理念があれば、次に僕が申し上げたいことは、これが、今日、ぜひ申し上げたいと思って用意してきたことなんですけれども、そういう理念が、私的経済活動の目標に組み込まれるようなルールのデザインが重要ではないだろうかと思っているわけです。

この点は後で少し具体的にしたいんですが、そういうルールがうまくでき上がれば、今、企業の世界で言うておられるコンプライアンスという話があって、どうやってコンプライアンスのプロセスをつくるか、コンプライアンスのデザインをして、コンプライアンスというのは、ルールをどうやって企業の中で体化して、どういう制度を企業の中でつくって、ガバナンスを通じて、どうやって与えられた法律を守っていくかということですので、うまくインセンティブが働くような、私的経済活動の目標の中に組み込まれるようなルールができれば、コンプライアンスを通じて市場はだんだん改善していくだろうと私自身は考えているわけです。

何でこんなことを考えるようになったかといいますと、幾つかの原因がありまして、私がよく思うことは、環境さえ整えば、市場の質を向上させるような経営が利益を生むんだと僕自身は思うわけです。僕自身はどちらかというと法律とかというよりは、ビジネス経済学みたいなことに興味があって、経済政策のための経済学というよりも、ビジネスにとっての経済的なことも興味がある分野でして、そういうことを考えると、自分の行動を通じて自然ともうかっていく。もうかっていくことが、実は市場がよくなっていくことに通じているのをいろいろなところで観察するわけでありまして。

さっきも言いましたけれども、そういうことについては日本でもヨーロッパでも同じだと僕は思うんですけども、これは昔でも今でも同じだというような例でありまして、高島屋の店是というのをご存じの方いらっしゃると思うんですが、高島屋って19世紀前半に創業された会社でして、それまでなかったんですけど、後発の呉服商で、江戸に19世紀の前半にできた。

これは高島屋の店是と言われている有名なものなんですが、四つありまして、確実なる品を廉価にて販売して、自他の利益を図る。正札掛け値なし。正札掛け値なしというのは、ばかげた値段をつけるな。正札に書いてある値段で取り引きするんだ。公正取引委員会でやられているようなことだと思うんですけども、そういうことです。

商品の良否は、明らかにこれを顧客に告げよ、誤ったことを言っではいけない、顧客の待遇を平等にして、貧富貴賤に基づいて差別をするなということが書いてあるわけです。これはロビンソン・パットマン法でありまして、価格差別をしてはいけないということでありまして。

正札掛け値なしも、過大な広告をしてはいけないということになっていまして、基本的に公正取引委員会のような方々のところ言ってもしょうがないようなことですが、歴史としてはおもしろい事実でありまして、昔からこういうことはある。これが必ずしも、政府の規制とか公正取引委員会があつて、こう言ったからできたわけではないわけでありまして、自発的な営利活動を通じて、こういうことをやるともうかるということに気がついた人がいて、自然ともうかるためにこれができてきたわけでありまして。

それが、私がここで言う営利活動による市場の質の向上ということなんですが、こんな時代から初めてできたことではなくて、もっと昔、17世紀の後半に、越後屋の営業方針がありまして、越後屋というのは三井三越の前身でありますけれども、17世紀の後半に江戸で商売を始めてしばらくしてから、3代だったかと思うんですが、正札販売、先ほど言った正札掛け値なしの正札ですが、割引を禁止すると。店に正札がついていまして、正札どおりの値段で必ず売る、お客が来たらその値段で売るという商売を始めたわけです。

これは実はすごい反対にあっけいまして、周りのお店からメチャメチャにいじめられまして大変な目にあっけい、訴訟にもなっけいまして、多分日本の独占禁止法の訴訟の判例の最初だと思っけいんですけど、そのわりには皆さん余りそういっけいことをおっけいしていなくて、歴史学者が書いっけいてるんですけど、そういっけいものだといっけいわけです。

奉行所まで行っけい、そのときの奉行が判断して、確かに越後屋の言っけいとおっけいりだ、そういっけいのに変な力を加えて、こういっけい商売をできなくさせるような決着をしてはいっけいけないといっけい判例が、判例と言っけいてるんですかね、できっけいおっけいりまして、それが17世紀の後半に知られっけいてる。

現代の世の中で言っけいば当然のようなことですけいれども、基本的にマーケットがある限り、時代を問わななず状況を問わななず、同じようなことが重要だと考えられっけいるというポイントを指摘したいと思っけいるわけです。

それと、ルール設定とコンプライアンスといっけいのがツインになっけいてると思っけいるわけです、次の話は、いいルールをつくれれば、自然と人々がルールを守ろうとする努力をうまく引き出すことでルールが守られっけいていっけいって、それが市場をよくしていくのではないかなと思っけいるわけです。

これも単に私が思っけいたといっけいわけではなくて、有名な例が幾つかありまして、特に有名な例は、証券法とメリル・リンチのコンプライアンスが有名でありまして、証券法は1933年にご存じのとおりできたんですけいれども、1950年代になりまして、メリル・リンチといっけいのは後発の投資銀行でありまして、1950年代になっけいって、証券販売の商慣行を革新した時期がありまして、これも中身は、基本的には今は当然のことで、もう読まないですけいれども、当然のような、基本的には投資アナリストを通じて売らななさい、変な売り込みをしてはいっけいけません、お客に、自分で投資分析をしななさいとか、従業員が勝手に取り引きをしてはいっけいけませんとか、サラリー方式に変えるから、出来高制ではやらないんだ、結局、過度な売り込みをしてはいっけいけないといっけいことを、メリル・リンチの社長が、チャールズ・メリルといっけい人なんですけいれども、その会社の人々に徹底させたわけです。1950年代でありまして、その後、メリル・リンチはものすごい早さで、これ以前はメリル・リンチでななかつたといっけいるか、弱小の投資銀行で、それまではモルガンスタンレーといっけいるすごく大きな会社があっけいって、これが弱小な後発の会社として出てきて、こういっけいルールをつくっけいって非常に成功した。その後、60年代から後はずっとメリル・リンチのコンプライアンスシステムが、ほかの投資銀行にも踏襲されまして、アメリカの証券市場はすごく熱くなっけいって、みんなが投資するようになった原因はここにありっけいると僕は考えっけいていまして、アメリカの歴史家と話しっけいてるとうっけいかるんですけど、1950年代まではアメリカの資本市場っけいって、良家の子女が立ち入るべきところではない、あんな危ないところに、小

金を持った奥さんやお嬢さんが入って行って勝負をするようなところではないと言われていましたが、そういう世界から、50年代から60年代の資本市場の改革を通じて、いまではほとんどすべての人が、私がまだ40代ごろは、ほとんどすべてを株式で持てと、アメリカのマーケットではアドバイスを受けたので、そういうふうにより市場を転換させていった。

転換させていった一つの理由はメリル・リンチのコンプライアンスみたいな、産業投資銀行、株屋さんの参入全体のコンプライアンスがあったのと同時に、その背後に、1933年に証券法ができていて、証券法の考え方とメリル・リンチの、もしくは投資銀行全体のコンプライアンスの考え方は基本的に一致しているわけであって、そういうことを考えると、ルール設定とコンプライアンスがすごく重要な関係を持っていて、うまくインセンティブをつくれれば、それをみんなが守ろうとする結果、基本的に余り罰則が多くなっても、これが重要でいいんだということがわかっていけば、それが重要でいいんだということを使って宣伝できるわけでありまして、だれかが、こういうのが重要だと言っておいてくれれば、商売をするときに、そう言われているんだから、そういうことをやってもうけようとするれば、自然と商法がだんだん望ましい商売方法にかわっていくというプロセスがあるわけで、日本でも世界でも今、環境の話でそういうことがやられていて、エコマークなんて明らかにそういうタイプのインセンティブを与えようとしているものなわけですし、トヨタがやっているような、プリウスを売り出して、大々的にハイブリッドカーを売り出そうとすることも、2割高のハイブリッドカーを人々が、私も買いかえようと思うんですけども、買おうと考えるかということ、やっぱり環境保護が重要だということをうまくルールとして設定しているからだと思うんです。そうすると、市場の求める方向とマッチしたような形で、よい方向に持っていくようなルールの設定が、うまくいく秘訣ではないかと基本的に思うわけです。

それがどういうふうに行けるか、そういう話もできればさせていただきたいと思うんですが、皆さんもご専門家でいらっしゃるのでも立ち入らないで、この辺で終わりにしたいと思うんですが、市場の高質化をビジネスモデルに組み込もうというような誘因をつくるようなルールができていくはずだと。今いろいろな世界で、それは実はやられていて、競争法にもできるはずだと。

競争法にどうやってできると思うかということ、さっき申しましたように、江戸時代の話ですが、こういうことって自然と人々が私的な営利活動を通じて考えつくわけです。この背後に競争法があれば、よけい高島屋としては、ほら見る、おれはお上の言うことを非常によく守っていてこういう商売をしているんだということで、もうかる理由、商売がよりうまくスムーズに行くインセンティブが高まると思うわけです。

それが非常に重要ではないかなということ、特に今、アメリカのビジネスフォームを見ていますと、コンプライアンスが非常に重要だと言われているのはご存じのとおりだと思うわけですが、コンプライアンスがなぜ重要化と考えられていて、コンプライアンスを規制当局自身もすごく強く求めて、コンプライアンスのシステムを各社に置いておきなさいと言う理由というのはそこにあると思います。

そういうタイプのルールが日本でも設定できていけばいいんじゃないかと思うわけでありまして、広い意味での競争法、証券法も含め、知的財産権法も含め、すべてを含めて、経済活動の背後にあるルールというのはそういうタイプのルールになっていると経済はうまくいくんじゃないかと思うわけです。

それを通じて三つ書いたんですが、最初にこういうことを考えたいと思った理由はここにありまして、1986年に僕はアメリカから帰って来て、それまでアメリカの大学で結構長い間教えていたんですが、日本に帰って来て経済学を教え出したんですが、ゼミ生と話をすると、もうかる方法って聞くと、必ずこう言うんですね。悪いことをしないともうからない、別な方法はないですよ。

それは困ったものだなと思ひまして、そこからうまく脱却できて、だんだん日本の経済もこういうふうにする人って、学生の中でも少なくなってきましたので、1980年代の中ごろ、バブル経済の時代と比べると、経済はよくなってきて、市場はよくなってきているんだというのは明らかだと思うんですが、こういう世界じゃなくて、よいものをつくることで、よりうまく利益を得られる。利益を得る原動力は、よりよいものをつかっていくんだというプロセスをつくり出していけたらいいんじゃないかなと思うわけです。それが長期的な発展とか成長の基礎になるのではないかと考えて、そういうタイプの研究をここ10年近くやっているんですけど、そんなふうにするようになっていくわけなんです。

これが大体基本的な話でありまして、何のための競争かということ、競争を守ることで市場をよくしていきながら、経済の発展・成長をつくり出す。そういう基礎をつくり出す。それが実際にできるんだということが、これまでの経験からわかるだろう。アメリカの経験が役に立つと言われると、多分こういう意味では広く役に立つと思うわけです。

どういうデザインがいいと僕が今思うかといいますと、さっき言ったように、競争を守るという理念ができ上がって、それが私的経済活動の目標と一致していて、その結果、コンプライアンスを通じて市場の質が高まっていく。

コストの話在先ほどなされたんですけども、こういうタイプの構造を組み込んでいく構造を通じて、比較的高くなくてやっていける可能性は高いのではないだろうか。

訴訟を起こすとアメリカは高いから、コンプライアンスの誘因が高いんだと

いう可能性もありますので、その辺はよくわからない。そうだとすると、訴訟が少しくらい高くても、それがコンプライアンスの誘因になれば、それはそれで望ましいのではないかというところが、今、私の考えているところでありませう。どうもありがとうございました。

塩野座長 どうもありがとうございました。まだいろいろお話しになりたいこともあろうかと思いますが、時間内にまとめていただいたわけですが、これからのご質問の中に、本当はこういう点も話したかったんだということは、どうぞつけ加えてお話しただいて結構でございます。

どなたからでも結構でございますから。

諸石委員 自由競争が経済の基本だということが当然の法理としてお二方もお話しになっていきますので、多分それは日本中での共通認識だろうと思いますが、それを無限定にそう言えるのか、ある制限の中で自由競争がいいというものなのか。

例えば統制経済の方がより効率的であるということは場合によってはあるわけですね。国家総動員体制とか傾斜生産方式とか、あるいは生活必需物資の需給が狂ったときの買いだめ、売り惜しみ対策ということもありますし、あるいは食糧安全確保のために輸入制限をするとか、一方で、マーケットでは競争しようと思っても、競争で負けた人が退出しようとする、日本の労働法制や、あるいは社会的圧力、企業浄化の圧力からすれば退出が許されないとか、そういう経済以外の面での厳しい制約がある。

そういうことを考えて、あらゆるところで競争がいいんだということを100%と考えているのか、それとも、ある限定、何らかの限定の中でのお考えなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

矢野教授 すごくいいポイントで、これは経済学者によってすごく意見が変わると思うんですね。

私自身は、昔は競争が絶対いいんだと思っていたんですけども、独占禁止法の勉強なんかをしているうちに、そうでもないんじゃないかと考えが変わってきてまして、先ほど申したんですけども、自由競争がいいのか悪いのかという話の設定になると、どうしてもそういうふうに議論がならざるを得ない。ところが、私が今言いたいのは、競争ってルールのもとで行われるもので、ルール設定ができていれば競争はできると思うわけです。

さっきも強調したかったんですけど、競争って単なる競い合いではないんだと。どういう社会にとって、どういうタイプの競争が必要なのかということは、その社会それぞれの意思決定だと思うわけです。

労働市場の競争は、現状で、私は余り完全な規制緩和主義ではないので、例えば労働市場は何でもありにしてしまえばいいんだと考えるかと言われると、

僕はそうも思わない。そう思わない理由は、今の日本の市場の状況を考えると、いままでの商慣行とかルールとか考え方とか考えると、とてもアメリカ的な市場をつくれればそれで全部うまくいくのか。アメリカだってそういう労働市場は守られていますので、あれを突発したような、経済学者が夢に描くような市場がいいと思うのかと言われると、そうではない。

ただ、問題は、競争がいいか悪いかとか、自由競争がいいか悪いかではなくて、自由競争をさせている、そのルールの構造にある。どういうルールを設定した上で、その範囲で何ができるかということを考える。

野球でもボクシングでもそうですけれども、まずルールをつくらなければボクシングもできないでしょうし、相撲もできないですし、きのう、朝青龍が新聞でまた批判されていましたが、ひじで殴って相撲になるのかというのは確かにそのとおりでありまして、どういうルールの範囲で、どこまで許されて、何をやれば、そのルールの中でやれる範囲で最大のことをやって、最大の効果をねらうということも考えなきゃいけない。競争法の責任というのはそこにあると思います。

社会にとって適切なルール設定とは何なのか。ルール設定は市場を損なってはいけないと思うし、市場のいい機能の部分のできるだけ引き出さなきゃいけないと思うわけです。

市場は確実にいい機能を持っていますので、だれが考えても考えられることだと思いますし、統制経済の市場と、今の経済の市場を比べて統制経済の方がうまくいくというのは、何もなかった時代だからでありまして、今の市場を統制経済のようにしてしまったら、例えばソ連がロシアに変わったときに、ウクライナでつくられた小麦が、大量の小麦がウクライナではつくられるわけですけど、国が断絶してモスクワとは貿易ができなくなりました。貿易ができなくなってしまうと、ウクライナには大量の小麦があるわけですが、モスクワは飢饉になってしまった。その冬を過ごせないのどうしようか、アメリカから物資を援助しなきゃいけないというような状況になるわけです。

そういう意味で、統制経済をやれば全部がうまくいくというものじゃなくて、市場のよさを使うことをうまく意図していかなければ、現代の経済は回っていかないと思うわけです。市場をうまく使うことがまず一つのポイントで、自由競争が重要だというのは次のポイントで、自由競争は重要だけれども、それからの経済に密着して、適切な形でルールを設定した上でどういう自由競争をさせていくかというのが重要で、競争はやっぱり自由だと思うんですね。これはルールが許している限り、やっていいものはやっていいことなわけでありまして、それをやらないとすると、相撲でよくある八百長でありまして、やっていいことと、やってはいけないことが分かれていながら、やってはいけない

ことをやって、口裏を合わせて競争しないは相撲にならない。それが私の今、考えることです。

塩野座長 根岸さん、どうぞ。

根岸委員 先生の話をお聞きしていて、私も先生のご本を、この本ではないのですが読ませていただいていた、誤解していたかも知れませんが、一般的に経済学者の方は、競争に期待される効果で、1の効率性基準、これを前面に出すというような、これは私の誤解かもしれませんが、その次に公正性の基準とありますよね。

しかし、私の狭い経験では、例えばアメリカの反トラスト法の専門家の方と議論すると、フェアという言葉を使うと笑われると。何を言っているのだというふうに言われる。しかし、私の感じでは、フェアということは、競争において非常に重要なことなので、それを排除して競争ということを考えること自体、おかしいと思っているのですが、経済学者の方は通常そういうようなことはおっしゃらない。

それとの関係で、ロビンソン・パットマン法の話がされたのですが、先生はどういうふうにお考えになっているのか私はわかりませんが、高島屋の店是の4のところにあります、ロビンソン・パットマン法というのはご存じのとおり、アメリカでは、少なくとも司法省とかFTCは、これは競争法じゃないということを行っているわけですね。

この法律はある種公正性を維持しようとした法律ですが、結局、私のお尋ねしたいことは、効率性と公正性の関係というか、競争法を考える場合に、この二つをどういうふうに織り込むのか。通常は効率性のみである、効率性だけだというのがアメリカの反トラスト法であると思いますが、日本では必ずしもそうではない。それがだめだという意見もあるし、ヨーロッパもアメリカに近づいてはいますが、アメリカに比べればフェアとかレベル・プレーイング・フィールドとか、そういうようなことを言うわけですね。

したがって、効率性と公正性の二つの関係について、先生が競争法というものをルール化するときどういうふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

矢野教授 私自身はここに書いたとおりのようなことを考えていまして、これは経済学者とは実はものすごく違う考え方でありまして、私の最近出しました本のM&Aの話のところ少し触れているんですけども、公正性基準について触れているんですが、アメリカでも、M&Aのルールについては公正性基準というのがありまして、価格設定が公正じゃなきゃいけないということが書いてあるんですね。

M&Aのルールは、ヨノカオルールというのがありまして、レブロンテストと

というのが 1986 年にできました。1995 年にコンプリートフェアネステストというアイデアのご提案をさせていただきまして、コンプリートフェアネステストの中では、公正性をどういうふうに考えるかということが書いてあります。

それと、私が昔から考えてきている公正性とすごく似ていまして、価格設定に公正性は絶対あると思います。

これは法学者の先生方に助けていただきたいと思いますけれども、私自身の経済学上の最大のこれからのチャレンジでありまして、おまえ、ばかなことを言うなと言われるに決まっていると思いつつ、こういうことを始めたんですけども、絶対にあると思います。

コンプリートフェアネステストの中の 1995 年の判例ですが、その判例を読んでもみますと、公正性というのが定義されていて、競争に基づいて市場競争が完全にうまくいったときにどういう価格が設定されるかというのをよく考えてみる。

オルタナティブオファーというんですけど、ちょっと長くなるんですけど、例えば私がアメリカの大学で教えておりますと、アメリカの大学では、私の給料はオルタナティブオファーがなければ絶対上がらないというのがアメリカの仕掛けでありまして、オルタナティブオファーというのは何かというと、例えば私がハーバードで教えているとしたら、MIT が呼びに来て、おまえの給料を倍にしてやるから MIT に来てくれと言われぬ限り、ハーバード大学でも私の給料は絶対上がらないというのが、アメリカの大学の給料の仕掛けなんです。

それはすごくコンペティティブな構造になっていて、外で私の評価がどういうふうになっているかが、私の中での評価を決めているので、外での評価がちゃんと確定しない限り、私の中の評価がわからない。

ときどき私は外に出かけていって、私の評価はどのくらいでしょうかというのを、最近、慶応から京都に移ろうかなと思っているわけですが、それと同じような意味がありまして、どういうものかなということをマーケットに問うてみるわけです。

そうやってでき上がった価格をフェアなどと定義して、インターナル会計基準を設けて、いろいろな専門家を設けて、プロフェッショナルなオピニオンを聞いて、すべてを考えた上で、例えば今、経営者が企業を売り払ったときの値段を見たときに、外の人が納得するような値段だったら、フェアでできたと言える。そういう意味でのフェアネスというのが経済学から欠けていると思うんですね。ただ、経済学的に説明のつく概念だと僕は思っているわけです。

長い話になりますが、言われたので話をしたいと思います。アダム・スミスの時代とかマーシャルの時代と言われて、18 世紀とか 19 世紀の経済学ですけど、価格設定がフェアかどうかを考えていた時期があって、アダム・スミス

には自然価格というのがありまして、マーシャルには正常価格というのがありまして、価格設定が交換の利益の分け前を決めるわけですから、高すぎれば買い手に不利ですし、安すぎれば売り手に不利ですから、価格設定が、フェアな価格を決めるわけですが、フェアな価格を概念的に、アダム・スミスにしるマーシャルにしる、頭の隅に置いているんですね。それが20世紀の経済学になって抜け落ちていると思うんです。

遠大な話ですけど、それを書こうと思っているのが、今やりたいことでありまして、そういう意味では、競争に基づくって書いてあるんですが、競争に基づく基準としてフェアネスというのが決定できるだろう。その決定方式というのは、直感的にいうと、アウトサイドオファーから決定されるような価格がフェアだと考えれば、うまく価格にフェアネスというのが持ち込めるんじゃないか。

適正な価格というのを日本では言いますし、アメリカでも言うわけですが、でも、経済学をよく知っている人に話すと、私も含めて、そんな話をしたら必ず笑われるわけでありまして、私も10年ぐらい前までは、それはばかげていると思っていたんですが、そういうふうに思います。

塩野座長 随分手が挙がっていますが、時間の関係もありますので、ご質問は一つに限ってください。それじゃどうぞ。

村田委員 今のお話とも関係があるのではないかと考えておりますが、先ほど、どういう社会で、どういう競争がよいのかというのは変わってくるということで、確かに社会のニーズとか価値基準はどんどん変わってきていると思います。

その中で、先ほど市場の質についておっしゃったわけですが、市場の質というのは、一体だれがどう評価するのかということに疑問に思っておりまして、消費者が市場の質を評価できるかということ、必ずしもそうではないかもしれないという中で、ここで先生がおっしゃっておられる市場の質というのは、だれがどのように評価して、いい市場なのか、悪い市場なのかを判断できるのでしょうか。

矢野教授 どうなんでしょうか。難しい問題で、今すぐに僕が答えられるような問題ではないと思うんですけれども、自分自身が生活しているところで、買いやすい市場、買いにくい市場ってありますので、消費者が判断できるかできないかと言われると、ある程度はできる。

例えば松井選手とかイチロー選手がアメリカの野球市場に出かけていく理由というのは、あっちの市場の方が野球選手にとっていい市場だからと思うわけです。そういう意味では比較的説明がつく。買いやすく市場と買いにくい市場と必ずありますので、それが判断できないかと言われると、僕はできると思ひ

ます。余りひどい市場は、歌舞伎町で酒を飲みに行く気はしませんからね。あれはとても私が入れるような市場ではないと思いますし、そういうすごいざっくばらんな意味では、みんな考えて行動している。それを意図的に、私がよくできるかと言われたら、それは難しいだろう。

ただ、うまいベクトルの方向をそろえてやることで、うまいコンプライアンスのシステムができれば自然と、それぞれが、自分の自発的な経済活動を通じて市場の質が上がっていくような構造はつくれるだろうと考えています。

はかれるかどうか、だれがはかるかと言われると、そういうものではなくて自律的に動いていっているものだと思います。

村田委員 企業性悪説か性善説かという話がときどきございますが、要するに罰則を厳しくしないと企業は違反をやめないという説に対しまして、むしろ企業性善説に立てば、企業はみずからのブランドに恥じることはしない、みずからを律して、わざわざ企業価値をおとしめるようなばかな行動はとらないということであって、インセンティブをつくることによっていい方向に回転していくのが、まさしく矢野先生が言われたことだと理解しており、非常に心強く思っているところですが、10ページのスライドの最後のところで、コンプライアンスをさらに組み込むことで、コンプライアンスを法的な評価にも組み込むことによって、もっといいルールづくりができるということに関して、先生なりのお考えがあるということをおっしゃっておられたと思いますが、この点についてさらに具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

矢野教授 ガバナンスの構造の中にコンプライアンスをちゃんと定義して、それをシステムティックに入れていくのが重要だと思います。日本は、その点はアメリカなんかと比べると欠けていると思います。

例えばセキュリティハウスだとすると、情報のインサイダートレーディングなんかをやったときのファイアウォールの設定の仕方とか、例えばセクハラだけは最近すごく人気があって、日本の企業は何でも、いろいろなことのルールをつくらうとしていますけれども、そういう人気のあるものだけじゃなくて、もう少しベーシックなことを通じて、いい経済活動とは何なのかということを引きちんと、社会全体が評価すると同時に、企業がそれに沿ったルールづくりをしていくのはいろいろな側面で必要なんだと思います。

さっきも言ったように、環境の話でもそうですし、労働環境でもそうですし、とても過労死をするようなストラクチャーがあり得るとは思えないんですね。それも変えていくことができるでしょうし、そういうことがいろいろな側面でできていくと思います。

塩野座長 村田さんが本当に聞きたいのは、もし、ちゃんとしたコンプライアンスを持っていると、時には褒めてあげることはどうだろうか、という

お話ですか。

村田委員 もっと具体的にいえば、課徴金の算定時に、対象となった独禁法違反行為が、会社ぐるみの違反なのか、そうではなく会社のコンプライアンスの方針に反した個人による違反なのかという事情を考慮してはどうかということで、真剣にコンプライアンスの取組みをしている企業に対して、課徴金の加減算要素としてコンプライアンスを評価するということについて、先生のお考えをお伺いできればと思います。

矢野教授 途中で議論に参加したものですから、どういうお答えが適切かよくわからなかったので失礼しましたが、それもそのとおりだと思います。

アメリカの企業ですと、SCC が調査に入ったときに、コンプライアンスのルールがきちんとしているかどうかというのは最初に見ることです。それができていなければまずいというのは明らかです。それができているから、ある特定のマーケットの中で正しい構造があって、そのコンプライアンスができているから許してあげるという構造に、M&A のルールみたいなのもう既になっていると思います。ですから、そういうことを評価するのは当然のことだと思います。コンプライアンスのルールをつくるからにはそうだと思います。

塩野座長 どう評価するかは私どもでまた考えさせていただきますが、お考えのほどはわかりました。

まず日野委員、どうぞ。

日野委員 先ほど柳川先生からお話があったところでは、後から矢野先生が金融商品取引法について触れられるというお話をしておられたように記憶するんですが、私が教えていただきたいのは、今、先生がお話になったのは、主として資本市場を中心にしたルールが基本ではないかというお話をされたように私自身は聞きましたが。これは我田引水かもしれないけれども、例えばメリル・リンチのコンプライアンスもそうですし、高島屋のルールなんかも、現代の金融商品取引法の中に取り入れられていると考えていいと思いますが、法律の世界は非常に縦割りがきつうございまして、必ずしも金融商品取引法のルールまで、ほかの法律のルールに採用されないといいですか、反映されないことが結構あります。

しかし、経済学の分野では、そんな法律の縦割りと違って、一つのルールはすべてのマーケットに通用するということになると思いますが、資本市場のルールは競争政策のルールに必ずしも反映していないというのが日本の現状じゃないかという気がいたします。

そういった点について、経済学者のお立場からお考えになって、そういうときにはどうしたらいいのかということをお話していただきたいと思います。

矢野教授 今のお話はいままで考えたことがありませんでしたので、後からし

ばらく考えさせていただきたいという感じがするんですけども、僕自身は逆に考えていて、競争のルールは一番ベーシックなところで、それに対して、それの上に乗った各論として、このマーケット用のルール、このマーケット用のルール、このマーケット用のルールというのがあってしかるべきだと。

資本市場の中でのルールは、よく言う情報の問題というのがすごく関係していて、情報に対してどういうストラクチャーを持つか。

情報に対するルールというのは、ほかのマーケットでも当然あることですが、出方が一番資本市場が激しいと思うんです。

同じように M&A だとすると、M&A は代理人取引のルールが重要で、経営者は株主の代理人ですから、代理人取引が行えるときにどういうことになるかというような代行者の役割をルールとしてどう持って来るか。それぞれのルールが違うんだと思います。

僕自身は経済学者として忸怩たるものがあるんですが、すべてに一律に適用されるようなデザインがいいとも思わない。その背後に競争法というのがあり得て、競争法的には、どのマーケットでも一般的に、普遍的に成立するようなもので、それが重要だということが私の今の考えです。

塩野座長 増井委員、どうぞ。

増井委員 12 ページのまとめの 2 との関連で一つお尋ねしたいと思います。

適切な競争法のデザインとして、最初に、「競争を守るという理念の形成」ということが書いてあるわけですが、その「理念の形成」のためにペナルティというものがどの程度の比重を持っているのか、仮にある程度、比重があるとして、当該ペナルティ、つまり民事、刑事、あるいは行政上の制裁や、社会的な制裁の在り方についてお尋ねしたいと思います。

矢野教授 ご期待に沿えないような気もして申しわけないんですけども、理念は理念として存在するのではないかと存じます。理念というのはあり得て、まずそれが設定されることが重要で、だれにもペナルティはかからないんですけども、プリウスを買おうという考えを持っている人は結構たくさんいるわけです。それは多分、既に地球温暖化がすごく大きな問題だということが理念として、人間の心の中に形成されていっているんだと思います。

僕が書いた理念という意味はそういうもので、ペナルティとは少し独立した構造のもので、それをルールとしてペナルティを課しながら、どういうふうにして理念を達成していくかというようなところで、ルールを形成しているところで、ペナルティの在り方もすごく重要になると思うわけです。

そういう意味で言いますと、先ほどの話で触れられて、議論で出ていたことで、プライベートアクションをどういうふうにか考えるかというようなことが出ていましたけれども、僕自身はどっちかというプライベートアクションも積

極的に、抑止力としては捉えていって、例えばアメリカでは訴訟費用がかかりすぎると言われますけれども、訴訟費用がかかりすぎることが抑止力になっていますので、プライベートアクションプラス訴訟費用ですごく抑止されていることもあるので、そういう意味ではペナルティの厳しさとルールの構造とが、理念とは独立に、どういうことをやっていくかということで決めていくべきなんだと思います。

その前にもう少し、競争を守るといいますと、僕は「競争を守る」と書いたんですが、今日は私と意見の合う先生方の集まりなのかなと思ったんですが、普通だと、競争を守るといいますと、どういう意味だと経済学者から言われるのが、世界で話をすると出てくるのが普通でして、日本の世界だと、まだ競争を守るということに意味があるということを含めて、議論ができていないような気がする。

そういうことを積極的に、先生方のような方々が発信していただくことがまずあって、それとペナルティとかルールとかを独立してやるべきじゃないかなと思って書いたんですが、それでよろしいでしょうか。

増井委員 現実の社会は、理念だけで動く部分ももちろんあるとは思いますが、理念だけではなかなか動かない、特に談合等のことを考えますと、そう理念だけで動くというわけにもいかない、その反面として、ペナルティというものがある程度の比重を持つていくのは避けがたいだろうという感じもしております。そこで、その在り方については、法律の立場だけでなく、経済の立場から見ても、示唆に富むお話でも伺えればありがたいと思って質問したのですが。

矢野教授 すみません。一言だけ。無茶な話だということはわかっているんですけども、いつも学生に話をするのは、アメリカのトリプルダメージってすごく有効に効いていると思うんですね。トリプルダメージじゃなきゃだめだよと、僕は学生に教えるんですけども、ダメージが1倍ではだめだ、ダメージが補てんされたらだめで、ダメージが2倍でもだめで、トリプルだから役に立つ。なぜかという、訴訟に負ける可能性を考えて、ばれて、しまったというふうになる可能性が5分だとすると、期待損失は必ずペナルティの半分ですから、損害をこうむった額だけ、ばれて怒られたときにペナルティがかかるというのはどうにもならない。それじゃどうしようもないだろう。

倍だったらいいかということ、倍だと、負けるか勝つかの5分5分で考えたら、倍だったら期待価値ゼロになりますから、損害を引き起こした分だけの補償をするわけですから、それならやっても構わないだろう。

3倍はすごく意味があって、3にすると、負けるか勝つかで50%だとすると、平均すると50%の損失が期待されるわけですから、そうすると、ちょうど抑止

力が働くレベルですから、3倍というのはすごく意味がある。

人間は大体どんぶり勘定ですから、勝つか負けるか5分5分で考えるというのが多くて、これはかなり強引な意見ですけれども、トリプルダメージってすごくいいなと僕は思います。日本もトリプルダメージがあればいいなというのが、僕の感想というか、そういう意味での詳しい研究をしたわけじゃないので答えは出せないですけれども、学生に向かってだったらそういうふうに、無責任でよければ申しますが。

塩野座長 どうもありがとうございました。本当におもしろいところに来ましたけれども、残念でございますけれども、時間もまいりましたので。

最後に、どうしても何か、この際、お聞きしたい、あるいは意見を表明しておきたいという方があれば。

松井さん、最後に何か。

松井委員 特にありませんが、一言だけ申し上げさせていただきますと、経済学者も、特に最近は市場原理主義者はむしろ少数派だと思うんですね。どういうふうに市場をつくっていくか、土台を考えていくかというところで様々な意見があって、今日の矢野先生の話、市場の質ということで、示唆に富む話だったと思いますけれども、それはまさに今後とも、この懇談会ないしは、さらに発展させた形になるのかどうか分かりませんが、引き続き検討していく必要があるのかなという印象を持ちました。

塩野座長 松井委員にうまくまとめていただきまして大変ありがとうございました。

大変有益なお話ありがとうございました。貴重なお時間をちょうだいいただきまして。

矢野教授 ありがとうございました。

塩野座長 それではこの辺で質疑を終了させていただきます。暫時休憩をいたします。

(休憩)

塩野座長 再開させていただきます。

後半は、まず行政調査の在り方と、コンプライアンス体制を充実させていたこと等の違反金算定における取り扱いにつきまして、ワーキンググループの報告を行います。それに従ってご議論をいただければと思います。

東出参事官 第30回会合資料3と番号が振ってある「行政調査(審査)手続について」というタイトルの資料に沿って、まずご説明します。

行政調査手続、いわゆる審査手続のうち、求めがある場合に供述人に対して

供述調書の写しを渡すかどうかという点と、供述を録取する際に弁護士の同席を認めるかどうかという 2 点についてワーキンググループで検討していただいた結果を取りまとめた資料です。

1 の方は供述調書のコピーの提供の話でして、事前手続前にコピーを渡すかどうかという話です。結論といたしましては、求めがある場合でも、供述人に対して供述調書の写しを提出する必要はないということで整理をされております。

理由といたしまして三つほど挙がっておりますけれども、まず刑事手続や、ほかの行政調査の手続でも、供述調書の写しの提供が認められているということ、供述録取では、物的証拠のそごとか供述の矛盾点等を追及して行うこととなりますので、供述調書の写しを提供しますと、口裏合わせとか証拠隠滅を容易にして、真相解明の妨げとなる可能性があるということ、もう一つは、供述調書の写しの提供を受けることができるということに仮にした場合に、事業者と、供述をする従業員等との関係を考えますと、従業員の方が、会社に知られたくないということで供述をしなくなってしまって、真相解明の妨げとなる可能性がある。理由としては三つ挙げられております。

二つ目は弁護士の同席の話ですけれども、これも結論といたしましては、供述録取の際に弁護士の同席を認める必要はないという結論になっております。

理由といたしまして二つ挙がっておりますが、こちらの方も刑事でも、ほかの行政調査においても弁護士の同席が認められていないということ、もう一つは、弁護士の方々も、会社から依頼された弁護士なのか、供述録取を受ける従業員の個人としての弁護士なのかという話がありますけれども、どちらでも構わないとした場合に、会社から依頼された弁護士が同席すると、先ほどと同じような話で、従業員に萎縮効果が生じてしまって、供述をしなくなって、真相解明に支障が出るのではないかとということが理由として挙げられております。

2 ページ目に参りまして、*印で二つのことが挙げられておりますけれども、一つは、米国や EU では弁護士の同席があるわけですけれども、司法妨害罪とか司法取引の存否というような、それぞれ司法制度全体の在り方が我が国と異なりますので、関連制度全体との関係で調和させるということが、手続保障としてはとられるべきであろうという指摘をされております。

もう一つは、弁護士の同席とか供述調書のコピーの話は先ほどご説明したとおりですけれども、「例えば」ということで、命令案の説明を詳細にするとか、命令を出す時期について、事前手続で初めて証拠が見られるのだから、説明を受けるのだからということで、事前説明の後、命令を出す時期を適切に設定するとか、意見提出の機会に提出された重要な意見に対しては説明を行う、運用面において事業者の方が適切に防御権を行使できるように配慮することが望ましいということも指摘をされております。

もう一つの第31回会合資料4「法令遵守体制を充実させていたこと等を考慮要素とすることについて」というタイトルのペーパーについて引き続きご説明をいたします。

二つ整理をしていただいております、一つは法令遵守体制を充実させていたことを違反金の加減算要素とすることについてはどうするかという話と、もう一つは、損害賠償をしていたということ、違反金の算定について考慮するかどうか、この2点について整理していただいております。

1番目は法令遵守体制の方ですけれども、(1)として、法令遵守体制を加減算要素とする根拠についてまず整理をいただいております。

三つ挙げられておりますけれども、アでは、企業がどのように法令遵守に努めたとしても、社員が独断で違反してしまうことは防げないので、そういう場合でも違反金を満額取られてしまうということになってしまうと、企業は法令遵守に努めるインセンティブを失ってしまうだろうということが、根拠の一つとして考えられるということで整理をされております。

もう一つは逆の向きからの話でして、法令遵守体制の充実というのは、企業としては当然すべきことなので、それをしないで違反をしたということは、むしろ違反金を加算するという根拠になるであろうということがもう一つであります。

三つ目は時間軸の話が入っておりますけれども、将来、法令遵守をするということを宣言した事業者については違反金を減算して、その後、違反した場合には大幅に加算するというやり方があるであろう。

この三つが挙げられております。

(2)で、結論的には、法令遵守体制を充実させていたことを、違反金算定において加減算要素とすべきではないという結論になっております。

理由といたしましては六つ挙げてございまして、一つは、違反金の算定においては、違反行為の抑止につながるものとか法執行の実効性確保につながるものを加減算要素とすることが適当であるということがありまして、法令遵守体制の整備を促進するという別の目的を加減算要素として入れ込むことは適当ではないということが挙げられております。

もう一つは、法令遵守体制の充実を違反金の算定の考慮要素としなくても、企業として当然すべきことであるという意味で、違反金の考慮要素としたとしても、直接的な違反行為の抑止に結びつくとは言えないであろうということがもう一つです。

もう一つは、考慮要素とするには、形式的な基準では意味がないので、実質的に法令遵守体制が機能していたかどうかを認定する必要があるわけですが、それについては非常にコストがかかるので現実的ではないということが挙げら

れております。

2 ページ目に参りまして、残りの三つは、先ほどの根拠として考えられたア、イ、ウそれぞれに対して整理がされておりますけれども、一つ目は、アの企業が一生懸命努めたとしても、社員が独断で違反したときには防げないじゃないかという話ですけれども、社員が独断で違反行為をすることはあり得るわけですが、それでも事業者が不当利得を得たことはかわりはないので、法令遵守体制の充実をしていたからといって違反金の減額要素とすることは適切ではないということで整理をされております。

もう一つは、法令遵守体制をまじめにしていなかったから違反したという場合は加算する方ですけれども、これについても、違反行為そのものが違反金の対象になるわけですので、法令遵守体制を整備しなかった結果、違反行為が起きてしまったからといって、さらに加算することにはならないであろうということで整理をされております。

三つ目は将来の話ですけれども、将来、法令遵守体制を充実するということを宣言するということが違反金を減算することになると、安易にその宣言を行ってしまうということになって、実質的に違反金の水準は下がってしまう、その結果、抑止力が下がるということでもありますのでどうか、また、現行法で、既に繰り返しの違反に対する加算が認められておりますし、実際に出される排除措置命令、法令遵守体制の整備を命じている例も結構ありますので、そういうところの整理が難しいということが挙げられております。

二つ目の大きな話は、違反金の納付命令前に率先して損害賠償を行うことについて減算要素とするかどうかということですが、こちらの方も結論としては、詰めるべき問題が多いので現実的な選択肢ではないと整理をされております。

どういうところを詰めるべきか、三つ挙がっておりますが、一つは、だれに対して損害賠償をしたことを要件とすればいいのか。間接的被害者とか、どこまで損害賠償をすれば考慮要素とするか、とすればいいのかを決めることが難しい。

もう一つは、独占禁止法違反行為の被害者は特定しづらいので、損害賠償が払われた人は、本当に独占禁止法違反行為の被害者として損害賠償をすべき人だったかどうか、あるいは支払った額が本当に十分なものだったかどうか、このチェックの方がなかなか大変になるので、行政コストがばかにならない。損害賠償を考慮要素とする場合、違約金はどうするかという話があるべきですが、その辺の整理がなかなか面倒であるということがありまして、もうちょっと詰めるべき点があるのではないかとということで整理がされております。

資料については以上です。今回ご欠席ですけれども、神田委員から、前回発言ができなかったということで、審判の関係について意見書のご提出をいただいておりますので、一番下のほうになりますが、参考資料として配らせていた

だいておりますので、ご紹介だけさせていただきます。

以上です。

塩野座長 どうもありがとうございました。それでは資料の順に従って議論をしていただきたいと思います。

まず最初の行政調査でございますが、ご議論に入る前に私の方からご報告しておきたい点がございます。

本懇談会の第28回会合におきまして村上委員から、日本の行政調査のシステムそれ自体は、ドイツ法の行政調査システムを引き継いだものではないかどうかというたぐいのご質問がございまして、私は、そうではないというふうに申しましたが、ちょっと調べておきました。

そうではないと申ししたのは、日本で行政手続法を議論するときに、行政調査も議論の対象としましたが、そのときにドイツ法を参照したことはございません。そういう意味ではなかったということでございます。

それからもう一つは、じゃ、ドイツでどう考えているかということですが、行政法の教科書レベルでは行政調査という項目はありません。日本で行政調査という項目をつくったのは、これもまた比較的最近の、ここ2~30年の話でございまして、田中二郎先生のところまでは行政調査という項目はなくて、即時強制の中で議論されていたわけでございますけれども、私の世代になりました行政調査という項目を取り上げてまいりました。そのときにはドイツ法にヒントを得たということではなくて、日本の租税手続法あたりからヒントを得たということで、まさに日本法独自の 카테고리 ということでご了解いただきたいと思います。

ただし、もちろんドイツでも問題はそれぞれありまして、一番よく議論されておりますのが、裁判官の令状を必要とするかどうか、それはどういう場合であるかということで、これは刑事目的か行政目的かを問わず令状を要するとされているという形での議論はございますし、競争制限禁止法などにもそれぞれ個別の法律の規定はありますけれども、トータルとして日本法に参考になるような形での議論はされていないということでございますので、ご了解を得たいと思います。

以上が説明でございますが、今日の「行政調査手続について」という資料3を材料にしてご議論をいただきたいと思います。これは先ほど来ご説明がありましたように、ワーキンググループで、こういった点に留意しながら議論をもう少し深めてほしいというようなことが懇談会からありましたので、そこで、主として議論がありました、求めがある場合における供述人に対する供述調書の写しの提供の要否、供述録取の際の弁護士の同席の可否を中心的に取り上げ、最後に一般論として、運用の問題について触れているということでございます。

どこからでも結構でございますからどうぞ。

諸石委員 ワーキンググループでおまとめいただいたことに大変感謝する、評価するわけでございますが、かなり議論があって、この懇談会の中でもいろいろ議論が、それも、ちょっと言ってみただけ、これはひっこめようという程度まで、かなりの数の意見がいろいろあると思います。それと、ワーキンググループでのご整理をどう考えるんだろうかという問題でございます。

ワーキンググループとして、こういうふうにおまとめになったというのはよくわかりますが、これから後の最終的な報告等とのつながりを考えますと、ここでワーキンググループのこれが整理されておりますが、ややもするとそのままそっちへ移っていくというようなことを危惧いたしまして申し上げますが、ワーキンググループの議論として一つの方向づけ、単に両論併記ではなくて方向づけをお出しになるということはあると思います。

ただ、資料3、4を拝見いたしますと、これしかないといいますが、一刀両断のような気がいささかいたします。必ずしもほとんどの委員がこう考えているわけでもないような気もいたしまして、ワーキンググループのペーパーは、今後の全体的な取りまとめに向けての発言なのかもしれないけれども、その辺のところについて、この問題は議論が済んだんだというような整理ではなくて、こういう意見とこういう意見があって、こういうこともあるよというような、もう少しフワッとした取りまとめにさせていただいた方がありがたいなというのが私の率直な感想でございます。

塩野座長 ワーキンググループの作業過程を申しますと、議論を重ねまして、ワーキンググループはご承知のように学者グループで構成されておりますけれども、議論をしていったらばこうなってしまったということで、それはそれとして、私は率直に、この懇談会にお出しするのが適切かと思うんですね。あえて反論をつけ加える必要は私はないと思うんです。

いままで A、B という案が、それ自体、非常にここで対立しておりまして、それを持ち帰った上で、そこをさらにもう一度議論をし直したということなんです。場合によっては違反金の範囲、対象のように、必ずしもどれかに決めるということではなくて、懇談会のご意見をもう一度待ちたいということで持ってきたものもでございます。

ワーキンググループの趣旨をどう考えるかにもよりますけれども、いつまでもああでもないこうでもないと言っていたのではなかなかまとまりませんので、ワーキンググループでとにかく議論をして、まとまるのはまとめて、それをお出ししようというのが、先ほど申しましたような趣旨でございます。

ただ、そのことはワーキンググループの意見でございますので、この懇談会を拘束するものでは毛頭ありませんので、これを材料として、どうぞご議論を

いただきたいということでございます。

両方最初からフワツとしたよりも、とにかくワーキンググループで議論したらこういうふうになりましたということは率直にお見せした方がよろしいかと思っただ次第でございます。

さらにワーキンググループの中でも、全体の意見が逐一、言葉も含めて全部一致しているかということ、そうではなくて、こういうふうにとままっているのとちょっと違う考え方を今は持っているという方もいらっしゃいますので、ぜひフランクにご議論を賜りたいと思います。

村田委員 私も諸石委員がおっしゃったことはまさしくそのとおりだと思っております。例えば資料3-1と2いずれも、最初のポツのところは、そもそも刑事訴訟法なりほかの行政調査の手続においても認められていないので認める必要はないということが、理由として記載されているわけですが、以前の会合のときに、伝聞証拠、違法収集証拠の排除等の証拠法則を採用するかどうかを議論した際には、むしろ逆のまとめ方がなされたように記憶しております。つまり、独占禁止法は刑事手続ではないのだから、刑事訴訟法で認められている手続を必ずしもそのまま認める必要はないということだったと思います。しかし、今回のまとめでは、刑事でも認められていない手続は認める必要がないということとして、全体として考えますと少し論理的に矛盾している部分があるのではないかとということが第1点目です。また、例えば1の二つ目のポツのところについては、供述調書の写しの提供が証拠隠滅を容易にし、真相解明の妨げとなる可能性があるということが断定的に書かれているわけですが、この点につきましても、弁護士のヒアリングの中で、企業にとっても、あるいは代理人である弁護士としても、むしろ供述調書の写しの提供によって、どのような供述をしているのかが早くわかることになり、かえって早期の真相解明に役立つ、むだな争いをせずに済むという意見もあったと思います。企業自身も、本当に自分たちが悪いことをしていたことがわかれば、それはそれで認めると思いますし、今のリーニエンシーの制度はその考えに基づいて成り立っている仕組みでもあるわけですから、口裏合わせ、証拠隠滅、真相解明の妨げと決めつけることはできないのではないかと考えております。

次に書かれた、供述調書の写しの提供を受けることにすると、従業員が真実を供述することに消極的となって、真相解明の妨げとなる可能性があるという部分につきましても、会社ぐるみでやっている違法行為なのか、会社の方針に反して一従業員が勝手にやっている行為なのかによって違って来るわけですし、一律にこういうことになるとは言えないのではないかと思います。この点につきましても、それぞれに逆のご意見が、弁護士のヒアリングの中にも出てきておりましたし、ここに記載されたように断定的に決めつけられるものではない

ように思います。もちろんワーキンググループでこのような整理をなされたということについては、ワーキングに参加しておられた先生方の間ではここに記載された考えで一致されたのかもしれませんが、最終的な懇談会の報告書のまとめ方としては、そうでない意見があったということについてもきちんと明記をしていただきたいと考えております。

2 ページ目の最後の部分で、運用面についての配慮はぜひやっていただきたいと思いますと思っておりますが、今ここに書かれている表現でいきますと、最後のところで、「意見提出の機会に提出された重要な意見に対しては十分な説明を行う」とあります。

逆の読み方をすると、重要でない意見に対しては説明が要らないのかという見方、反対解釈もなり立ち得ることになります。むしろ重要な意見に対して説明を行うのではなくて、企業側から出された意見に対しては慎重に丁寧に検討するという意味でご検討をいただきたいと思いますので、よろしくご配慮をお願いします。

塩野座長 答えのしやすい方からいきます。十分な説明を行うということは、十分な資料を提供して説明を行わなければ十分な説明にはなりませんので、この方が丁寧だと思います。説明責任というのはそういうものですね。現在の情報公開法は、政府の説明責任ですけれども、それは十分な資料をまず提供することが根本ですからね。ただ口先だけで説明することではありません。

前の方でございますが、これは報告書の全部にかかることなので、こういう形でワーキンググループではまとめりましたけれども、これに対して反対のご意見が挙がるような場合に、それをどういう形で報告書の中に入れていくかという問題がありまして、本文の中に、こういう意見もあったと、これについてはこういう指摘もあった、あるいは指摘もあるがという形で書くやり方もございます。それはこの懇談会で議論をしていただきたいと思います。ほかのところにもあり得ることですので、報告書案の段階でご議論いただくのか、あるいはその前に、報告書案をつくるに際してあらかじめこういうことを考えて、反対の意見、あるいは必ずしもこれに与していないようなご意見をあらかじめ組み込んでおくかという両方のやり方がございます。

私は基本的には、こういう意見もある、こういう意見もあるということでは、いまのままでいいやということになる可能性がありますので、別の意見がつけ加わるということは余り迫力がないところがございまして、むしろ本文の中に入れるとすると、こういう意見もあるけれども、こういう理由でこういうふうに、懇談会は一応了承したという方が迫力はあるということになります。これは物をお見せしないとわかりにくいところかとも思います。

もう一つは、懇談会の決は取りませんが、大多数の意見はこうなただけ

ども、自分として、ここはどうしても言いたいというところは別記していただく方法もあります。

今日のところは、どういうふう整理するかということについては、最後の方で多少ご意見も承るといたしまして、中身について、まずご意見をいただきたいと思います。

どうぞ、ほかの方も何かご意見があれば伺いたいと思いますけれども、トーンの全体は、アメリカはこうだ、ヨーロッパはこうだというお話もございましたけれども、それはそうかもしれないけれども、日本の現状から見るといろいろ違うところもあるではないかと。おとり捜査とか、いろいろなものも含めて考えると、独占禁止法がまず飛び出る、「飛び出」という言葉は前にも使っていると思いますが、飛び出るというわけにはなかなかいかない。制度としてですね。

しかし、制度として飛び抜けられないなら、まず運用でやってみてはどうか。これをかなり強く言いたいということで、最後にまとめているところでございます。

諸石委員 最後のところをこういうふうにおまとめいただいた、この辺のご意向といたしますか、大変ありがたく思いますけれども、さらに希望を言わせていただきますと、この辺が、運用上の配慮というのが、スッと読み飛ばすと、ごく何でもないことを言っているようにも読み飛ばせられるし、そこまでのいろいろお考えいただいたことがスッと読み取れるかどうか、若干危惧がございまして、言葉を少し長くしてといたしますか、これのベースにあるのは当事者主義、適正手続、そういうことの観点からの運用上の配慮という、これはもちろん言わずもがなのことではございますが、うまくやれよというような誤解で埋もれてしまっては残念だなという気がいたしまして、この辺はこれから検討していく中で、もう少し重みがつけれないかなと思います。

塩野座長 今の点よろしゅうございますか。今の点は適切に防御権ということ、私としてはかなり強い言葉だと思っております。適正手続よりも、もしかすると強い言葉かもわかりません。

もう一つは、例えばを入れたところ、括弧に入れているのがよくないのかもしれないませんが、個別に挙げたのは大変なことなんです。これをやっていないと、望まれているのに何でやってないのかという、次の二の矢の材料になりますので、私はここで非常に強めたということですから、もし、運用でこういう点が必要だということをおっしゃっていただければ、それは書き込む用意がございまして。

ワーキンググループで議論している中で重要なものとして掲げたということでございますので、かなりここはガッチリと言ったつもりではございますけれど

ども。

諸石委員 今、村田委員からのご発言もありましたけれども、諸外国との比較、あるいは刑事なり、ほかの行政手続との比較という場合に、使われる場所によって非常に違った使われ方をして、例えば諸外国の制裁金も上限は非常に高いよというときには、それは諸外国のことであって、日本とは別ですねというよりも、そっちの方が強調されている。今の刑事との違いでも、趣旨として、やはり刑事というのが一番重いんだということだと思いますけれども、手続としては一番丁寧であるべきだ。その点はわかりますけれども、逆に、証拠法則等で、刑事よりも簡略化されている部分が何かで補われなくてもいいのだからと思いますと、刑事でないから要らないんだという、そう書いてあるとは申しませんが、そういうあたりもまだ疑問が残るなという気がいたします。

それから、これは運用かもしれませんが、現実に供述調書の写しをというのが、パブコメのときにも相当あった部分です。

なぜこんなことを言うかということ、供述者が、自分はこういうことを言ったつもりだということをもとをメモを取りますと、それを提出を命じられる。つまりメモを取るなということをもとを命じられて、メモをとったら、それを出せと言って取り上げられた。

それから、自分が何を言ったのかもよくわからないというようなことがままあり得るという不満が運用実務上ありまして、その辺がここへつながってきているということも申し上げておきたいと思います。

塩野座長 今のような趣旨のことも議論は一応はしてありまして、こういう形になったというふうにはご了解をいただきたいと思います。

外国の比較は私も頭の痛いところですが、ときどき使ったり、使わなかったり、そこに一貫性があるかとなると、なかなか難しいところがございます。つまり併科主義なんていうのは日本独特なんだけれども、それは日本はこうなんだ、しかし、水準はというと、外国を見るとか、手続でも外国を見ましょう、アメリカを見ましょう、いろいろな使い分けをしております。それは私は、全体としては理屈がつく使い分けであると理解をしております。

つまり、何がなんでも外国を見習えではなくて、日本において適切な実効性の確保をするためには、ここは見なければいけない、外国を見なければいけないけど、ここは日本の独特なあれを見なければいけないというところがそれぞれに違っておりますので。

刑事よりも前に出るということはなかなかつらいところなんですね。それから捜査の在り方ですね。ここが一番違うと思うんですけれども、そういった点を全体として見る必要があるということが、この調査手続の根底にはございます。

しかし、さはさりながら、刑事とは、むしろいまの証拠法則は違うからというご意見はご意見として、これはあり得るかと思えますけれども、ワーキンググループではそういう議論は出なかったということでございます。

日野さん、よろしいですか。

日野委員 特につけ加えることはありませんが、前にも申し上げたと思いますが、プロシージャーというのは、初めから最後まで一連のものとして続いているんですね。その中の特定の部分だけを抜き出して別なものに取りかえることは、建物でいいますと、土台を取りかえるに当たって、全然違う異質なものをそこに入れると建物が崩れてしまうというような、これは訴訟法の先生方であればあなたも理解していただける。これは民訴、刑訴にかかわらず、同じような理屈が当てはまると思えますが、独占禁止法の手続も、開始から終結までの間、一連の手続としてあるわけでございますので、一部分だけを取り上げて、別なものに取りかえるというのではなくて、やる以上は、全体を見ながら、全体の中の一つのものとして、それは取りかえるのか、あるいはほかはとりかえないけれども、これは取りかえるのかとか、もっと中長期的といえますか、短期的な議論ではなしに、もう少し長いスパンを置いた議論をしていただかないと大変危険な状態になるのではないかなということも前にも申し上げましたが、繰り返し述べさせていただきたいと思えます。

村田委員 今回、ワーキングでは、(1)と(2)の二つの点についてご議論いただいたということですが、よく考えますと、前回の議論のときにも、既に項目からはずされてしまっていたように思うのですが、もともとパブコメの中には、例えば犯則調査権と行政調査のファイアウォールの確保とか、犯則調査時の被調査者に対する供述拒否権の告知の義務づけとか、あるいは立入での提出資料について、EUでは写しでよいのに、日本では原本を持ち帰ることになっているが、本当にその必要があるのかとか、事情聴取の際には、調書を必ず作成すべき等々、ほかの論点も多々あったかと思えますが、そのような論点が、今の第3ラウンドの議論の中で、この会合でも議論がなされないまま今日に至っているように思います。この点についてはどのように考えればよろしいのでしょうか。

塩野座長 それは今日の最後の方で申しますけれども、ほかにもいろいろあるんですね。この場であった議論が落ちているという。

今のような話を全部詰めていった場合に、一体この報告書は何を一番ねらっているのかということがぼけちゃうのを私はちょっと恐れたんですね。

ここのところはなかなか重要な論点なんですね。特に外国ではこうなっているじゃないかというような議論もございまして、弁護士特権等も含めまして、弁護士の方は、今の日本で無理だろうということでワーキンググループの方に持ち帰らないで、この二つをとったということでございます。

ですから、ほかのものが要らないとか、そういうことではなくて、あんまりいろいろなものに広げたのではやっぱり焦点がぼける可能性があるという趣旨に理解をしていただきたいと思います。ワーキンググループでは、ここに出ていないものは議論をしておりません。申しわけありませんが。

それはどうしても取り上げる論点があるよということであれば、報告書の中にどういうふうに取り上げるかというのは、これまた最後にご相談をさせていただきます。

いろいろご議論のあるところでございますが、今のなお書きのところを「なお」とやるか、もう少しきちんと、最後のところは重要なことだと思いますので、きちんと書くということはもちろんやらせていただきたいと思っております。

ほかに何かご議論ございますでしょうか。ワーキンググループの方で何かつけ加えるところはございませんか。

この前の本会合でも出ていたんですけども、アメリカでこの種の、供述書のメモじゃない、コピーしてくれと言ったら、そんなの自分で覚えているはずだから、そんなのは一々コピーする必要はないんだとアメリカ人に言われてしまいましたという中川発言がありました。

もう言っちゃったじゃないかということですからね。日本の現場でのやり方もいろいろあると思いますけれども、ただ、持ち帰るということになると、持ち帰らなければいけないということになったときにどうかということも議論しておりますね。特に利益相反になるような場合に、おまえはしゃべったろう、しゃべったものは持ち帰っているはずだから全部見せろと言った場合にどういう反応が起こるかというところは議論をして、こういう整理にしております。

それでは、一応こういうことで進ませていただきます。次が法令遵守体制ということですが、これはコンプライアンスだろうと言ったら、事務局の方で、横書きは好みませんと。コンプライアンスというのは、どこまでどうかかるのかわからないので法令遵守体制、これはコンプライアンスのことでございます。

コンプライアンスは、先ほど読み上げたところでご了解いただいていると思いますが、今日の矢野教授のプレゼンテーションも当然前提としてくださって結構でございますから、どうぞご自由にご議論いただきたいと思います。

どうぞ、浜田委員。

浜田委員 引き続き重要論点扱いをしていただきましてありがとうございます。

ただし、その中身につきましてはもう少し踏み込んでいただけるとさらにありがたい、今日の柳川先生、矢野先生のご意見を伺いますと、いっそうそういう気持ちになります。

ワーキンググループでおまとめいただきましたときの考え方は、1ページの(2)の最初のポツのところベースになっていると理解いたしました。つまり、実効的な法執行の確保につながるものとは別のものとして、法令遵守体制の整備の促進というものがあると捉えられている。そのために、法令遵守体制は加減算要素とすべきであるという結論になったのではないかという気がいたします。

しかし、きょうの矢野先生のお話も、柳川先生のお話もそうであったと思うのですが、法令遵守体制の整備は、実効的な法執行の確保に役立つものではないかと思われま。実はこれが一番効果があって、かつ、法執行の確保のためのコストが比較的少なくても済む方法なのではないかとさえ思われるわけ。

会社の内部で社員教育を徹底させ、かつ、身近なところで違反行為を見つけたときにはそれをすぐやめさせるという仕組みが働くようにすることが、まさに実効的な法執行の確保につながると捉えますと、この扱いを、独占禁止法の中でももう少し変えてみたほうがいいのではないかという考え方につながっていくのではないかと思います。

1の(1)のアのところに戻らせていただきまして、この最後のあたりの表現は、少し変えていただけないかと思ひます。企業みずからが法令遵守に努めてきたということ立証する場合に、「違反金が減額されないということであれば、企業は法令遵守に努めるインセンティブを失うであろう」という行ですが、ここまでのことはどなたも言っているしやらないのではないかと思ひます。つまり企業みずからが一生懸命努めてきたことを立証できれば違反金がある程度減額されるということであれば、企業が法令遵守体制の整備にさらに努めるインセンティブになるであろうと言っているだけであって、独占禁止法が何らかの手当てをしなければ、企業は法令遵守体制の整備に努めないだろうというわけではありません。今では、あちらからもこちらからも、これはやるべきものだとされているのですから、その点を踏まえると、この表現は変えていただいた方がいいのではないかという感じがいたします。

1の(1)のイは、この間、加算ということもあり得るといご指摘が、日野委員からありました部分かと思ひますが、ウの部分、あるいは私が前に発言したことを踏まえて書いていただいたのかと思ひます。しかし、私が発言しました趣旨は、法令遵守体制の整備を、それまで何もしていなかった企業が、これからやりますと宣言だけすれば、その後違反した場合に大幅に加算されることと引換えに減算の恩典に浴すということだけを言っているのではなくて、まずベースに法令遵守体制を一応整備してきたことを認めてもらうことが前提です。しかし、その認定はなかなか難しい。公正取引委員会としても、その点について責任を持って認定することは難しいでしょう。これは(2)のポツの三つ目

のところに書かれていることです。この点を考えると、その苦勞を減らすための方法として、将来の加算の約束ということを加味したらどうかということを上申してきたわけです。法令遵守体制を日ごろからきちんと整備していただくことが主目的なのです。減算要素とするだけでなく、将来の加算要素の約束を付け加えたのは、執行の容易さを考えたためだけです。法令遵守体制が整備されているか否かを第三者に認定してもらおう。こういう機会が1回でも2回でもふえればふえるほど企業の励みになるだろう。それでも違反行為が行われてしまった場合には、今後さらに強化するプランなどを提出してもらって、それが一定レベルにあるというお墨つきをも公正取引委員会から得た上で、さらに将来の加算の約束までした上で、減算しようというルールを考えているわけです。

仕組みとしてはやや複雑になるということはあるかと思いますが、先ほどのお話によれば、単純である必要はない、透明でさえあれば複雑でもいいというご見解でしたので、意を強くして、もう一度それを言わせていただいている次第です。

2 ページ目の(ウについて)」という部分も、書きかえていただければと思います。「将来における法令遵守体制の充実を宣言しさえすれば」と書いてありますが、そういうことを考えていたわけではないということです。ですから、安易に当該宣言を行う違反業者はでてこないでしょう。また、将来の約束が厳しければ、その点からもそう安易にというわけにいかないということになるのではないかと思いますし、「結果として違反行為に対する抑止力が低下する可能性が高い」ということにはならないような制度設計にすればよいということになります。

それからまた、「現行法で繰り返し違反に対する加算が定められていることとの関係」をどう調整するかということについてですけれども、現行法の繰り返し違反に対する加算は、たしか10年間は1.5倍ぐらいでしたね。それとは違う設計にすればよい。組み合わせはいくらでもあり得るでしょう。認定を得られると、今は1割減額してもらえるかわりに、今後10年間は3倍になるというような制度設計もあり得るでしょう。先ほど、3倍はいいというお話がありましたので、多少趣旨は違うかとは思いますが、3倍ぐらいにするのがよいかとも思いますし、あるいは今、2割減額してもらえるかわりに、10年間は5倍支払いますということも考えられます。要は制度設計如何によるだけのことから、現行法の繰り返し違反に対する加算が定められていることとの関係はいくらでも調整のしようがあるのではないかと思います。

最後に、現在、「多くの排除措置命令において法令遵守体制の整備を命じていることとの関係」ということですが、それに反すれば刑事罰が課されるという

ことであって、それはそれで運用するということで、特に調整は要らないのではないかと考えました。

以上です。

塩野座長 はい、どうぞ、諸石委員。

諸石委員 先ほど申し上げたことと若干重複いたしますが、これについてはやはり本質的に法令遵守体制を何らかの考慮に入れるかどうかというのは大変な奥行きのある問題だろうと思ひまして、最終的に整理される段階では、これは議論済みというのには、そういうふうな方向での整理をするにはまだ問題が大きいのではないかと考えております。

法令遵守、コンプライアンス、これが今、会社法と金融商品取引法の世界では、経済界全体の最大の課題になっている。そのために大変なお金と労力をかけてまでやろうとしている。かつ、これは単純に何か宣言をして、社員を集めてちょっと教育したらそれで済むという話ではなくて、コンプライアンスというものの自体がガチッとした体制を求めている。

そうでない、おざなりな、形式的なものは初めから問題にならないということは前提になっていると思ひまして、ここで違反行為の抑止につながるもの、法執行の確保につながるもの、法執行の確保かどうか知りませんが、違反行為の抑止というのが、抑えつけるのが抑止、自発的に違反行為をなくさすのもやはり抑止ではないかと思うんですね。

そういう意味から言うと、これは法令遵守体制の整備を促進するという別の目的のために言っているのではなくて、それによって法違反をなくそうと、少なくとも法違反を減らそうということであって、それがコンプライアンスの徹底というのが、独占禁止法違反を減らすために非常に有効な方法であるという認識から議論されていることだと思います。

コンプライアンスという別なものをどうこうするためというのではなくて、やはり独占禁止法違反をなくすための手段、そのためのインセンティブと考えている。

これが単に形だけのものでないということは申しましたけれども、それがどんなことをやっているかということはすべてキチッと記録をとって、その記録に基づいてやらなきゃいけない。これは独占禁止法に限らず、日常の監査を含めて、そういう体制がされています。ですから、それを認定するのに、公正取引委員会が大変なエネルギーを使わなくちゃいけない、行政コストがかかるという議論の方が非現実的ではないかなと。

実際にそれを内部統制なりコンプライアンスということは、どういうふうにやったかということは体系的に決まっており、それが記録されており、それをチェックする。しかも、これは主張する側が主張立証責任を負う話でしょうか

ら、そういう意味では、これが時間がかかるとか、行政コストを要するということには直結するのかなという疑問を持っております。

それから、不当利益を得るのはどっちみち企業だと。これも、いままでのほかの議論からすると、利益だけを問題にするのではないかという流れの中で、ここだけ、たとえ不心得な、会社の方針に反した従業員の行為だろうと、会社がそれによって利得を得たのであれば、会社ぐるみとかわりはないんだというようなことにつながりそうな表現ではないかという危惧をいたしまして、その辺のもっと違う要素を入れていくということからいいますと、制裁的といいますか、そういうことからいうと、ここはちょっと基調は違うのかなという気がいたします。

いずれにしても、このところはかなり根本的な問題を後ろに抱えているのではないかと思ひまして、もう少し議論の対象にさせていただくような整理が、ここでの話か、あるいはその後の話か知りませんが、お願いできればと思います。

塩野座長 前提として申しますと、コンプライアンスは非常に大事だということは、この懇談会でも当然の前提でありますし、ワーキンググループでも当然の前提ですけれども、考慮要素という非常に具体的な仕組みの中で、要素として入れるかどうかという非常に技術的な議論が、このところにしか出ていないんですね。

ですから、今の非常に格調の高い矢野先生の講義みたいなものを書くことは容易だと思うんですけど、容易というのは、皆様のご同意を得られると思うんですけども、問題は、そのことと、考慮要素の中に入れ込むかどうかということとはかなり異質なものだと思っております。

そこで、この辺は頭の体操になるので、私ももう少し体操し直さなきゃいけないかとも思うんですけども、これは起こった後の話なんですよ。それを今後起こさないようにするためということで、いろんな違反金なり、場合によっては刑事罰まで課すというときに、コンプライアンスをやっていたから減額しますか、あるいはコンプライアンスをやってなかったから、日野さんの意見ではありませんけれども、3倍取るかとか、課徴金を課すとか、そういうことになるかどうか、そこがなかなか、この仕組みが働くかどうかということについて疑問があるので、最初の方に書いてあることはそういうことなんですね。考慮要素の中に入れるのに適したものの、適しているという意味は、もう一つは、外形的にかなり明らかなことでどんどん決めていく。これは迅速性の問題とも関係いたしますけれども、コンプライアンスをやっているかどうかということになると、先ほどからのお話のように、そこで時間がかかってしまうというのは問題であるという、その二つの点が一番大きな理由になっているとは

思いますけどね。

だから、やっちゃった後に、コンプライアンスやっていましたからまけてくださいというんですが、私は先ほど、褒めるといふ村田委員の、それは別に、コンプライアンスをやっているのは、経団連か何かが、それこそ賞金でも出して、大変結構だということ表彰すればいいと思うんですね。それはおやりになって大変結構なことだと思うんですけども、当該企業が、しかし、「にもかかわらずやってしまった」というときに、やってるから違反金は少なくしてあげましょうという理屈になるかどうか、そういうことでお考えいただきたいと思いますが。

諸石委員 全体としまして、今の単一レートから、ある程度の幅を持ったようなことも考えるということは何となく前提にして、私は申しているわけで、そういう場合の考慮要素として、これが入ってくるというのが自然なのではないか。

今、座長のおっしゃったことからいいますと、コンプライアンスという概念のそもそもの出発点が、アメリカの法人処罰の量刑基準から出たということは、何かやってしまった後で、そこでの話だということです。

なぜそういうことをわざわざアメリカで考え出したかということ、そういうことが法人犯罪をなくすのに一番有効であろうということでもやり始めた。それが日本でそのまま当てはまるかどうかは知りませんが、少なくともアメリカにおいては、どこかが表彰するような企業を問題にしているんじゃないかと、現に法人犯罪をやってしまったところの量刑の問題であるというそもそもの出発点があり、そういうことから言うと、それが全体としての法人犯罪を減らすのに有効であるという判断がアメリカであったということからすると、日本では、それはおかしいということに必ずしもならないのではないかと思います。

塩野座長 その点、アメリカの情報ですけども、私が伺っている情報では、アメリカでは動いていないという情報なんですね。ですから、なぜ動いていないかという、そこまでは探求しておりませんが、どうも動いていない。それからヨーロッパにはないという状況と、もう一つは、その場合、量刑の話なんですね。量刑になるとまた話は別になるかもしれません。

それは私がときどき申している、一本化であればいろいろな細工ができるんですね。ところが、この懇談会では、併科でいくと決まった以上は、この考慮要素というものもだんだんに要素が少なくなっていくを得ない。

最初は考慮要素をダーッと並べていたのからみますとどんどん削られていって、確実なものだけ拾っていつている。それから判定のしやすいものだけ拾っていつているという状況で、コンプライアンスが最後まで残ったというふうにお考えいただきたいと思います。

どうぞ、榎野委員。

榎野委員 僕は原案どおりでいいと思います。

コンプライアンス体制を整備しただけでは、減刑の材料に全然なりません。

例えば、先日、ゼネコン大手 4 社が談合からの決別を申し合わせて社内に相当強烈なコンプライアンス体制を敷いたわけです。談合はやめると言ったのにかわらず、名古屋で談合をしてしまいました。その場合、どういうふうにかえたらいいのか。

コンプライアンス体制をつくろうが、つくるまいが、独占禁止法に違反するのはいけないので、あれだけ 4 社の社長が申し合わせて、守ると言ったのに破った方がかえって罪が重いような気がするんです。

コンプライアンス体制は当然つくるべきですが、そのことをもってして減刑するのはおかしいです。

塩野座長 もう一つつけ加えますと、遠いんですよね、抑止効果に。コンプライアンスをやっていると少しまけてくれるかなというような話を、横の社が見ている。そういう意味で、ほかのと比べるとかなり遠いところがありまして、そこもちょっと気になっているところです。

増井委員 諸石委員と村田委員が強力に押しておられるので、少し反論をさせていただこうと思います。

今、座長と榎野委員からお話のあったことも私は当然の前提にして、例えば先ほど話にあった、裁量の考慮要素であるという視点に立って考えなければいけないということも前提としますし、国民の受けとめ方としてどうかという、決別宣言の榎野委員の話も引用して、その上で若干つけ加えたいと思いますけれども、一つは、浜田委員の専門なんでしょうけど、会社法の 362 条の 4 項の 6 号という規定によると、そこには株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制を整備しなければならない、特に 5 項で、大会社である取締役会設置会社においてはそういう事項を決定しなければならないという規定があるんですね。言ってみれば、談合をやるような会社はそういう会社が多いでしょうし、まして公正取引委員会の取り締まりの対象になるのはそういう会社でしょう。言ってみれば、コンプライアンス体制をつくることは会社法上当然のこととなっているわけです。

そういうことに加えて、法律のほかの体系から見ても、例えば民法の 715 条の使用責任、従業員が会社の事業の執行に関して不法行為を行ったときは会社が責任を負う。本件の場合も違反行為をやったということになると、それに近い関係だ。要するに従業員がやったからといって、会社が、「おれはコンプライアンスをやっているんだからまけてくれ」とか、そういうことが言えるような体制になっているのかという感じがします。

国民感情の面から見ると、私は前に例を挙げたんですが、「ふだん自分が交通信号を守って交通ルールを遵守しているから、いざ事故を起こしたときに、それをまけてくれ」という話ができるのかという感じがするんですね。国民の普通の感覚からすると、それはおかしい。やっぱり事故を起こした以上は事故の責任を負うべきだというのが当たり前なので、自分がふだんコンプライアンス体制をやっていて、しかも自分の従業員が違反行為をしたときに、それなのに、コンプライアンス体制をやっているからまけてくれというのは、いかにも裁量権といたしますか、考慮要素の一環として話を持ってくるには筋が悪い。

コンプライアンス体制として構築することに意味があるとか、それがそれなりに違反行為の防止に役立つということは言えるとしても、考慮要素にするということはちょっと考えにくいんじゃないか。私はそう思います。

それともう一つ、この議論が何度もここで蒸し返されているんですけども、もうそろそろ決着をつけないと、もっと大きな問題が、これが重要だという意見もありますけれども、もっとたくさんいろんな意見があると思うんです。そこをお考えいただきたいと思います。

塩野座長 どうもありがとうございます。4時半を過ぎましたので、村田さん、3分ぐらいでおさめますか。

村田委員 (1)のアの部分で「完全には防げない。」と断定的に記載されておりますが、「完全には防げない可能性がある。」ということではないかと考えております。

塩野座長 そこは考えさせていただきます。

村田委員 先ほど浜田先生がおっしゃられた修正のご提案には私も賛成でして、特に(2)の最初のポツの部分は、あくまでも法令遵守体制の整備の促進というのが、これも繰り返しになりますが、目的は違反行為の抑止であり、実効的な法執行の確保につなげるものであって、決して別の目的のためではないということだと思えます。

したがって、私は、前に日野先生がおっしゃられてから以降は、コンプライアンスを単に減算要素とするだけではなく、加算要素、やり方が不十分であればそれは当然加算要素とされてもやむを得ないと考えておりますので、加減算要素として評価すべきということで、これも先ほど諸石先生がおっしゃいましたが、その検証をするために、公正取引委員会に多大な行政コストが必要となるとは全く考えておりません。立証責任は企業側にあるわけですから、企業側の方が立証すれば済む話だと思えます。

2 ページ目のウの部分に関しては、先ほど塩野先生からも、ヨーロッパでは認めていないというお話がございましたが、ヨーロッパで認められた事例が、弊社の事例であるということは以前にもご紹介をさせていただいておりで

ございまして、今後、独占禁止法の遵守徹底をするために、こういう体制をとって会社としてしっかりやっていくので、課徴金を減額してほしいという要請を欧州委員会がきちんと認めて、実際に減額されている事例がある以上は、そういう事例があるということ的前提に評価をお願いしたいと思います。

塩野座長 失礼しました。私は事例がないと言ったのは、制度として組み込まれていないと。あそこはそれぞれ裁量ですからね。だから、抜き出してはいないという趣旨に理解をしていただきたいと思います。

2の最初のポツのところは、ちょっとこだわりますが、抑止効につながるんですが、もう一つ前なんですが、法令遵守、コンプライアンスというのは。

今日のお話からいくとかなり理念的なお話なんですね。ああいうものを守らなければいけない、抑止効とか、そういった次元の低い問題ではないんですね。考慮要素というのはまさに次元の低い話なので、それとコンプライアンスあるいは法令遵守体制という理念ですよ。この理念をそこまで持ってきていいかどうかというところが私、非常に躊躇しているところがあるんです。それは増井委員のご発言と通ずるようなところがあって、もっと大事なものののでね。それをやったから、何か不始末を起こしたときに、実はコンプライアンス理念をやってますよ、それで済むのかというのが根本的な問題で、これは理念に近い問題ではないかと考えているものですから、結果としては、だれかがルール違反をしてしまったというときに、私はルールを守っているつもりでしたということで、まけてくれということにはなかなかつながらない。その思想が、「法令遵守体制の整備を促進するためといった別の目的のために」というそこに入っているつもりですけども、これが舌足らずということであれば、ここはもっときちんと書きます。

ただ、これは諸石委員ご心配のように、今日で終わりということではございません。

そこで、大変申しわけありませんけれども、それぞれお時間があるということとは承知の上でございますけれども、報告書の案だけちょっとごらんいただきたいと思います。

こういうことをつくろうと今、考えておりますので、今日のところとの関係で申しますと、いわば個別意見の取り扱いについては、この報告書案では、今のところ用意をしておりません。個別意見をどういうふうに入れるかということは、ここで議論していただかないといけないと思ひまして、これには入っておりません。

もう一つ訂正をさせていただきますと、「おわりに」つけてあった？

事務局 「おわりに」はないです。

塩野座長 「おわりに」はないですね。ワーキンググループで議論していく

ときに、項目の名前とか、そういうものは変わってくるとは思いますが、大体こういうふうな構成で書いていきたいと思っておりますので、お持ち帰りいただきまして、何かご意見があれば、できるだけ早い機会に言っていただきたい。

村上委員 一つは単純に要望なので、そろそろ最終段階に来たので、まとめる話になると思います。報告書をまとめた後は、いろいろなところに書かせてもらったりすると思うのですが、そのときに、後から、何でおまえ、意見を出さなかったのかと言われる事態は避けたいと思っておりますので、そういう意味では、報告書案ができましたら、自分の意見はこうだと言える機会を与えてもらいたいのので、できるだけ早くの配付をよろしく願います。

第2点目が内容の話で、行政手続の問題だけは、さっき座長が個別意見とおっしゃいましたが、最初から行政手続の見直しというのが大きな題目でありまして、当初から、現行の事後審判制は問題があるだろうから見直したらどうかという懸案事項であり、我々の課題になっていた。

前回の議論も、現行の事後審判制には、適正手続のところからやっぱり問題はあるのだし、存続していい制度でもないということは、多数の意見になったと思います。

そこはいいのですが、ただ、見直しをやる場合の選択肢として、当初から事前行政審判に復帰という選択肢は確かに挙がりました。同時に最初から、事前取消訴訟型、いわゆるC案も最初からその案も選択肢にあって、選択肢に残ったものなので、この段階では少数意見であるということは認めますが、単に個別の意見というのではなくて、A、B、C説を並べて議論したという意味で、この懇談会の経緯を正確に反映するためにも、むしろ個別の人の意見というよりは、一つの意見として、行政手続の見直しのところには入れてほしいというのが希望でありまして、ペーパーを書いてもいいのですが、とりあえず先に、そういう意見を持っていますということだけ。

村上委員 何名かは賛成したし、最初からずっと議論があって、A、B、C説並べて、ここの場で時間を費やしたことの経緯はあると思います。

塩野座長 そういう意見があったことはもちろん書かせていただきます。ほかに。

日野委員 報告書そのものではないんですけども、こういう報告書ができ上がった後に、これはどなたが起案されるのかわかりませんが、おそらく公正取引委員会で起案されるんだと思いますが、どの条文をどういうふうに直すか、ある程度具体性がない報告ですと、抽象的すぎると、受けた方も、これは一体どこをどういうふうに直せばいい話なのかよくわからないなということがよくあるんですね。ですから、大変恐縮ですが、報告書の案の段階で、独占

禁止法のどこをどういうふうに直すかということを公正取引委員会で新旧対照表のような、ちょっと早いかもしれませんが、そういうものをつくっていただいて、そうじゃないとイメージがわからないんですよ。文章だけですと。

これはあくまでも裏番組で、表に出るものではありませんけれども、その点をご考慮いただければ。ご配慮をお願いしたいと思っているんですが。

先ほどから、課徴金の減算か加算かのときも、私も条文を見ながら、これは何条のどこにどういう形で、そのほか、政令で定めるものによるとか、もっとザクツとした表現にしたら、あとは政令でお任せするということがいいのかなと思ったりしているところですが、よろしく願います。

塩野座長 ご要望としては承りましたけれども、ご要望に応ずるかどうかは、まだこれから考えさせていただきます。

ほかに何か。よろしゅうございますか。

随分時間を超過いたしまして申しわけございませんでした。今日出たご意見を十分踏まえて、ワーキンググループで議論いたしますが、懇談会の席で、まだ報告書案が出ておりませんので、報告書案についても十分、本会議でご議論いただきたいと思いますので、よろしく願います。

どうも今日はありがとうございました。

(了)